

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

特集にあたって

今泉慎也

本特集では、開発途上国で進む経済法制改革の背後にあつて、それを促している国際的なルール、規範、基準の特質やその形成プロセスの変化に目を向けてみたい。

遠く離れた国・地域において、同じような制度改革が同じ時期に進行していることが観察される。その背景には、各国の法制度の統一・調和を進め、あるいは法制改革を推進することを目的とした国際ルールの存在がある。ここで国際ルールとは、国家間で締結される条約のほか、国際組織などの諸アクターが策定する法的拘束力のない国際文書によつて設定されるルールを含んでいる（いわゆるソフト・ロー）。現代の国際社会では、各分野に多様な政府間国際組織や民間組織が存在し、それらの活動を通じて、国際ルールやその実現のための国際制度作りが進んでいる。

各論文で明らかにされるように、一九九〇年代以降の国際ルール形成は、多くの分野において開発途上国を枠組みのなかに取り込もうとする動きを強めている。その背景には、開発途上国の国際経済におけるプレゼンスが拡大し、グローバルな問題解決

のために、開発途上地域をも含めた枠組み作りが不可避となったことがある。また、体制移行問題や経済危機への対応のなかで、開発における法制度の役割が強調されるようになり、開発途上国の国内法制改革を支援するための国際ルールの策定が重視されたこともある。

●法の統一・調整と開発途上国

各国の法制度の違いを、国境を超えた経済活動を阻害する要因と考え、それを除去しあるいは軽減しようとする試みは、「法の統一」(unification of law)や経済規制の「国際的調和」(harmonization)といった概念で論じられてきた。国際ルールの設定は、この法の統一・調和の動きと結びついてきた。法の統一運動は、一九世紀欧州に始まり、私法、国際私法、知的財産法などの分野を中心に、各国の法規を統一する統一法条約や、各国が立法において参照すべきモデル法が採択された。ほぼ同時期に米州においても同様の試みが始まっている。

第二次世界大戦後の法統一においては、コモン・ローと大陸法という二つの法伝統

間の調和に加えて、社会主義国との東西貿易、開発途上国との南北貿易に関する取引ルールの確立という二つの課題があつた。

資源ナシヨナリズムが高揚し、開発途上国が数の力で発言力を増した一九六〇～七〇年代には、国際ルールをめぐる開発途上国と先進国との溝は深まった。先進国は、自国民・自国企業のため、開発途上国に国際標準に準拠するように要求した。他方、開発途上国は、先進国にとつて有利であるとして既存の国際法の見直しを求め、かかる要求はUNCTAD(国連貿易開発会議)、UNCITRAL(国連商取引法委員会)など新たなフォーラムの設立につながった。

経済発展や開発戦略の変化に伴い、開発途上国の国際ルールに対する対応はかなり変化した。国際ルールの受入が自国に有利と認め、その導入に動く場合も増えてきたほか、ルール作りに積極的に関与する姿勢を強めている。

●開発途上国に受入を求める理由づけ



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

国際ルール作りを促し、あるいは開発途上国にその受入を求める理由づけとしては一般に次のようなものがある。

第一に、先進国との貿易摩擦が生じたことを背景に、競争条件の差異が問題にされたことがある。先進国、とりわけ米国は、開発途上国における労働保護や環境規制などの水準の低さや、外資規制・優遇措置による市場の歪曲を問題視した（ソーシャル・ダンピングや不正貿易）。これは、WTOの成立やその規律事項を拡大していることとする動きにつながっている。

第二に、グローバル化のもとで規制の実効性を確保するためには、開発途上国を含む関係国間で規制水準を標準化することが不可欠となったことがある。アジア経済危機に代表されるような新興市場国を起点とする金融危機の発生は、開発途上国の国内制度の脆弱性が金融システム全体のリスクとなっており、各国に規制の強化を求めることの必要性が認識された。企業統治、マネーロンダリング、倒産法制・担保、会計基準等の金融に関する分野において、原則やベストプラクティスなどの非拘束的文書の策定が国際金融機関などによって推進された。世銀・IMFは、一二のコード・基準を指定し、各国の政策や制度を評価するためのベンチマークとして利用することを推奨している。このように、開発途上国の国内法制改革を目的に非拘束的文書が増大したことは、一九九〇年代以降に顕著な現

象であると言える。

●ルール形成の多層化とソフトロ

WTO体制は法的義務の強化が進んだ例であるが、ドーハ開発アジェンダが難航しているように、条約による拘束力あるルール作りは、利害関係の調整が難しく、多大な労力と時間を要する。これに対して非拘束的国際文書によるルール設定は、関係当事者間のコンセンサスや、国際組織等によるモニタリングなど、一定の場合に各国の遵守を促す効果があり、多くの分野で活用が進んでいる。かかる文書による規律が進む背景には、グローバル化の急速な進展に条約によるルールの設定が十分に対応しきれないほか、政府間の合意を経ることなしに、国内のさまざまなアクターに直接働きかけることによってその実現を期待できることがある。

この点は、ルール形成におけるアクターの多層化とも関係している。たとえば、外交関係の多層化が進み、国内規制当局間で直接に国際的な協力機構を設立し、規制ルール作りが進んでいる。こうした協力機構に開発途上国の規制当局の参加が増え、非拘束的なルールが各国の国内規制に直接的に影響を与えている点も近年の特徴である。他方、国際商業会議所（ICC）など国際的な民間組織や専門家団体によるルール・基準が通用する分野も増えている。ただし、

こうした組織の活動に開発途上国の関与がなお少ないことには留意が必要である。

●東アジア地域協力への視座

近年では東アジア共同体構想やそこで重視される自由貿易協定が注目を集めているが、これらとは別に、各分野ですでに地域協力の試みが進行している。

今後の地域的なルール・規範形成において課題となるのは、私たちがどのような制度モデルをもって臨むか、ということにあるだろう。多くの分野でアジア諸国は国際的なルールの受入を進めている。今後の地域的な共通のルール作りにおいては、グローバルなレベルで整備されるルールが交渉や協議のベースラインとなることは大いにあり得よう。アジア諸国の制度改革支援や共通ルール作りには、現在進んでいる日本法自体の改革の真価が問われることにもなるかもしれない。

（いまいずみ しんや／アジア経済研究所開発研究センター）

「付記」本特集のもとになった研究成果は、今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国』グローバル化する経済法制改革（アジア経済研究所）として出版予定である。

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

通商ルール形成における「開発」視点

● 箭内彰子

通商に関する国際ルールはGATT及びその後継であるWTOを中心に形成されてきた。そもそもGATTは関税引き下げなどを通じて市場アクセスを向上させることを一義的な目的として設立されたが、同時に、ダンピング防止や政府調達、知的財産権といった様々な分野にわたる通商規則を策定することによって多角的な貿易自由化を推進してきた。その際、「ラウンド」と呼ばれる多国間交渉の場が国際ルール策定の主要なメカニズムとして働いている。

GATT/WTOはこれまで九回に上るラウンドを開催しているが(表1)、ウルグアイ・ラウンドまでの国際ルールの策定には、主に先進国、中でも「四極」と呼ばれたアメリカ、EU、日本、カナダの意向が色濃く反映されてきた。途上国は、参加国の数こそ多いが、実質的な討議には殆ど影響を与えてこなかった。しかしWTO発足後、通商に関する国際ルール形成のプロセスに大きな変化がみられる。途上国のルール・メイキング過程への積極的かつ実質的な参加がみられるようになってきたことである。

● ルール形成に軸足が移動

GATT/WTOの主要な目的は、生活水準の向上、完全雇用などのために「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、および国際通商における差別待遇を廃止する」(協定前文) ことである。しかし、GATT/WTOがその活動領域として認識しているのは、関税の引き下げや数量制限などの貿易障壁に対する規制だけではない。貿易の活性化は生活水準の向上や完全雇用に繋がるという理念の下、自由貿易の障害となるような事項すべてについて取り扱うという役割意識を持っている。

GATT発足当初は、国境の関税規制をなくすことよって自由貿易を実現することが中心の課題であった。このため、第一〜五回までのラウンドでは鉱工業製品の関税引き下げが主要議題となった。しかし、関税引き下げがある程度実現すると、今度は、規格統一やダンピング防止など、非関税措置(non-tariff measures ≡ NTM)の撤廃が議論されるようになった。第16回のケネディ・ラウンドではダンピング防止協

定が策定され、その後の東京ラウンドでも輸入ライセンス、ダンピング防止税、補助金と相殺関税、政府調達、関税評価制度などに関する新しい貿易ルールが採択された。NTMは各国の国内措置として実施されてきたため、それらを撤廃するためには、新たな国際ルールの形成が必要となったのである。但し、NTMに関しては、すべての交渉参加国が合意しなければならない関税引き下げ交渉とは別枠で議論され、多国間協定(コード)という形式で採択されたため、選択的な受容が可能であった。このため、多くの途上国はこうしたコードには参加せず、国内措置に関する条約上の義務を負うことはなかった。

NTMに関する議論が飛躍的に拡大し、その規律が実質的な影響を持つようになってきたのは、ウルグアイ・ラウンドにおいてである。同ラウンドでは、関税削減に加え、サービス貿易の自由化、知的財産権、貿易関連投資措置、農業補助金に関するルール策定など、総計一五分野に亘り交渉が行われ、通商ルールの強化が図られた。GATT機能の重心は関税削減から通商ルールの

表1 GATT / WTOにおけるラウンドの概要

交渉地／交渉の名称	参加国・地域数	交渉対象分野			
		市場アクセス	通商ルール		
1 ジュネーブ(1947)	23	鉱工業品関税			
2 アヌシー(1949)	32	鉱工業品関税			
3 トーキー(1950～51)	34	鉱工業品関税			
4 ジュネーブ(1956)	22	鉱工業品関税			
5 ディロン・ラウンド(1961～62)	25+EEC	鉱工業品関税			
6 ケネディ・ラウンド(1964～67)	46+EEC	鉱工業品関税			
7 東京ラウンド(1973～79)	99+EEC	鉱工業品関税	ダンピング防止貿易の技術障壁 政府調達補助金		
8 ウルグアイ・ラウンド(1986～94)	124+EC	鉱工業品関税 農業 サービス	ダンピング防止貿易の技術障壁 政府調達補助金	繊維協定 船積み前検査 原産地表示 知的財産権 衛生植物検疫措置 貿易関連投資措置 紛争解決	
9 ドーハ開発アジェンダ(2001～)	149(+α) + EC	鉱工業品関税 農業 サービス	ダンピング防止補助金	知的財産権 紛争解決	地域貿易協定 環境 途上国問題 円滑化 電子商取引

(出所) 筆者作成。

策定へと移り、従来GATTの規律の対象ではなかった分野にまで国際ルールの適用範囲が拡大することになった。

●重視される「開発」フアクター

現在WTOで進められているラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」(DDA)と称されている。その名前が示す通り、交渉過程で開発の視点を組み入れ、途上国の利益を考慮することを前面に打ち出している。

途上国は、

ウルグアイ・ラウンドで達成された貿易自由化とルールの強化は自国の輸出拡大に繋がると考えていた。これは、先進国が「ウルグアイ・ラウンド合意を一括受諾すれば途上国の経済は成長する」と説明していたからである。しかし、WTOが発足した後も途上国

は思ったようには伸びず、先進国との経済格差はますます増大した。想定していた利益を実際には手にしていないばかりか、却ってウルグアイ・ラウンド合意を実施するためのコスト負担が大きくなり、途上国は思惑がはずれたことに対する強い不満を抱いている。このため、新ラウンド立ち上げに当たっては途上国への技術支援や優遇措置が必要であると主張し、その後の交渉においても「途上国の特別なニーズへの対応」を求めている。

また、先進四極と一部の有力途上国によって占められてきた意思決定過程も、一九九九年のシアトル閣僚会議以降その透明化が図られており、多くの途上国がWTOでのルール形成に積極的に関与するようになってきている。これは、途上国自身が多角的貿易体制への参画が自国の利益につながるという認識を持っているからでもある。

途上国への配慮の必要性は、先進国の側からも唱えられている。すなわち、途上国がDDA交渉に前向きに取り組むようになるためには、途上国のWTOルールを遵守する能力やラウンド交渉に参加する能力の向上は必要不可欠であり、それらへの援助が求められるのである。こうして新しいラウンドの立ち上げに際しては、途上国の意見が多分に反映されるようになった。例えば、二〇〇三年に知的財産権に関するルールを見直し、AIDS治療薬のコピー薬の輸出が容認されるようになった背景に

も、途上国の発言権の増大が影響している。

こうした状況の中で、最近、「途上国の開発」を巡り新たな議論が生じている。それは、先進国と途上国の間で締結される地域貿易協定 (regional trade agreement) Ⅱ RTA。関税同盟とFTAの二種類がある) についてである。先進国と途上国間RTAは近年その数が急速に増えてきているが、それらを規律するルールは、RTAに関するルールと途上国に関するルールの二つがオーバーラップするため、複雑な様相を呈している。この問題を巡って、現在WTOの場でのようなルール形成が目指されているのかについてみていくこととする。

●RTAに関するルール

GATT/WTOは普遍的な自由貿易体制を構築するために、特定国だけに特別の利益(「特恵」)を与えることを禁じている。これがいわゆる無差別原則である。そして、この無差別原則を実現する手段として一般的最恵国待遇を締約国に義務づけた。すなわちGATT第一条は、あるGATT締約国が他国(GATT締約国であるか否かを問わない)の産品に対して何らかの特恵を与えた場合、その特恵を他のすべてのGATT締約国の産品にも即時かつ無条件で与えなければならないと定めている。

但し、この無差別原則にはいくつかの例外が認められている。その一つがRTAである。本来、RTAは特定国間で関税撤廃

や特惠付与を約束するものであり、GATT/WTOの無差別原則に反する性質を備えている。しかし、一定の要件を満たしたRTAは、物品の貿易に関してはGATT第二四条によって、サービス貿易に関してはGATS第五条によって、最恵国待遇の例外として位置づけられている。RTAがWTO体制内で容認されるための要件については、規定内容が曖昧なことにより議論となることが多いが、基本的には以下の三つが挙げられている。すなわち、①域外国に適用される関税その他の通商規則が、RTA形成前より高度なもの、あるいは制限的なものであつてはならない(五項)、②RTAの構成国を原産とする産品を構成国間で貿易する際の関税その他の制限的通商規則が実質上全ての貿易について撤廃されていること(八項)、③妥当な期間内(原則一〇年)にRTAを形成しなければならぬ(五項)、である。GATT/WTOは基本的には特惠による差別的待遇に対して厳しい姿勢をとっており、RTAを最恵国待遇の例外として認めるにあたっても、このような条件を課しているのである。

このほか、途上国間のRTAに関しては「授権条項」と呼ばれる規定により、GATT第二四条やGATS第五条よりも緩やかな条件(①他の締約国の貿易に対して障害または不当な困難をもたらさないこと、②関税その他の貿易制限が無差別原則に基づく自由化の障害とならないこと、の二つ

のみ)で最恵国待遇の例外として扱われる。つまり、RTA参加国のステータス(途上国か先進国か)によって適用規定が異なってくるのである。当該RTAに一カ国でも先進国が参加していればGATT第二四条あるいはGATS第五条の管轄となるが、途上国間だけで形成するRTAについては、条件の緩やかな授権条項が適用される。

●途上国に対する優遇措置

このような途上国にだけ認められている優遇措置は「特別かつ異なる待遇」(preferential treatment = S & D)と呼ばれ、GATT/WTOの無差別原則のもう一つの主要な例外である。しかしGATT成立当初から同原則の例外として組み込まれていたRTAとは異なり、途上国に対する例外規定がGATTの法体制に組み込まれていった過程は決してスムーズではなかった。そもそも、GATT/WTOは他の国際法体制と同様に主権平等を基本原則とする。ここでは形式的な国家平等が重視され、先進国と途上国との間に現存する開発格差は捨象できるものとして扱われた。このため途上国であるか先進国であるかにかかわらず全ての加盟国が条約上の義務として一様にGATT/WTO協定を遵守しなければならなかった。しかし、発展段階の異なる国家を一律に扱い、GATTルールを全加盟国に同様に適用するのは現実問題として難しい。また、先進国と途上国を同等の貿

易相手国として扱うと、競争力のない途上国製品の輸出が増えないといった事態が生じる。そこで、貿易を通じて途上国の経済開発を促進するという観点から、途上国メンバーに対しては先進国とは異なる特別な考慮を払う必要性が強調された。

こうした途上国からの強い要望を受け入れ、GATTはS&Dの考え方を導入した。この結果、「締約国は、GATT協定第一条の規定にかかわらず、異なるかつ一層有利な待遇を、他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができる」ことになった。S&Dは当初、その法的基盤が曖昧であったが、東京ラウンドにおいて「授権条項」を採択するに至り、GATT体制下において確固たる制度として位置づけられるようになった。

S&Dの下で、途上国メンバーはGATT/WTOルールの義務免除や特惠関税など、様々な優遇措置の享受が可能となった。主権平等が基本原則である国際法体制の中に、発展段階に応じて扱いを異にするS&Dの考え方が導入されたことは画期的なことである。

●二つの例外の狭間

RTAとS&Dはともに無差別原則に対する例外措置であるが、それぞれが導入された背景は大きく異なる。途上国と先進国が混在するRTAは、こうした二つの例外が重なる部分に位置している。従来、こう



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

したRTAにはGATT/GATSの規定が適用されてきたが、近年、途上国側から授権条項の援用を望む声があがっている。

つまり、授権条項の基本精神に基づき、先進国―途上国間RTAに参加する途上国には先進国とは「異なるかつ一層有利な」条件を設けて欲しい、というのである。しかし、S&Dの対象となるのは途上国間のRTAに限られるというのが現時点でのWTOルールである。こうした解釈を支持する背景には「先進国とRTAを結ぶことができるような途上国に対してS&Dを供与する必要はない」という考えがある。しかし、先進国とRTA締結を目指す途上国が必ずしも先進国と対等に協議ができるほど経済発展しているとは限らない。例えば、現在EUとのRTA締結を目指して協議を続けているアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国（七七カ国・地域）には、多くの最貧国が含まれている。

EUはロメ協定（一九七六―二〇〇〇年）さらにはその後継であるコトヌ協定（二〇〇〇年）を通じて、ACP諸国に対し特別な待遇を与えてきた。ACP諸国は砂糖やバナナなど農産品輸出に関して他国より有利な条件でEU市場へアクセスできるのははじめ、投資、金融などの分野でもEUによる開発協力の恩恵を受けてきた。ロメ協定は途上国の貿易を奨励し経済開発に貢献すると評価されてきたが、WTO協定違反と判断され、協定内容の見直しを求

められた。途上国へのS&Dは全ての途上国に対して無差別に供与しなければならぬという条件に反していたからである。

WTO整合性を否定されたロメ協定は、当面の措置としてWTOにおけるウェーバーを取得し協定違反に対する批判をかわしたが、制度の改定が喫緊の課題となった。EUとACP諸国は、ロメ協定が供与してきた特惠をRTAとして認めさせることによりWTO整合性を確保する方法を選択し、二〇〇〇年にコトヌ協定をスタートさせた。しかし、コトヌ協定がRTAとして認められるためには、全ての当事国が段階的に貿易障壁を取り除き自由化を図らなければならない。全体で一つの自由貿易地域を形成するのは難しいことから、ACP諸国を地理的な要件や既存の経済統合関係を基礎に七グループに分割し、各グループとEUとの間でRTAを締結するとしている。

コトヌ協定のRTA化はEU―ACP諸国間の貿易増大をもたらし、ACP諸国の経済成長や貧困削減に重要な貢献を果たすとみなされている。しかし、最貧国を多く含むACP諸国に対してEUと同じ条件の自由化義務を課すことが、それらの国々の経済発展に本当にプラスになるのか、却って国内産業に打撃を与えるのではないかとといった疑問がEU加盟国の中からも出てきている。

こうした議論を追い風に、ACP諸国は二〇〇四年、RTAに関するルールにS&

Dの考え方を導入するよう求める文書をWTOに提出した。すなわち、先進国とのRTAに参加する途上国に対しては、自由化の期限や対象品目などに一定の柔軟性を認めるべきという要請を行ったのである。これに対し、先進国、途上国を問わず、多くの国から賛否両論の意見が出されている。「開発」という要素によって、途上国に対してどこまで特別待遇を認めることが妥当なのか、WTO法体制との整合性と途上国支援のどちらを重視すべきなのか、議論の分かれるところであろう。

先進国―途上国RTAにS&Dを適用することの妥当性については、いくつかの疑問が呈されている。例えば、先進国側は特定の途上国に対して特惠を供与することになるが、こうした措置が特惠制度の細分化、ひいては法規範の多元化を招くのではないか。あるいは、途上国を巻き込んで、経済のプロット化を助長するおそれがある、といった懸念も表明されている。また、S&Dの過度の供与は途上国の自立的な経済発展への意欲を損なう可能性も有している。GATT/WTOが基本原則として貫いてきた「無差別主義」と近年注視されるようになった「途上国の開発支援」という二つの要素のバランスを保ち、WTO体制の脆弱化を招かないようなルールの形成が求められている。

（やない あきこ／アジア経済研究所在
ワシントンDC海外派遣員）

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

TRIPS後の知的財産法の展開—アジア諸国を中心に

木棚照一

知的財産権は、国際的保護を定める統一私法が最も早くから成立した分野といわれる。一八八三年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下、パリ条約）や一八八六年の「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下、ベルヌ条約）とその改正条約はこのような条約の例である。一九世紀の知的財産条約の成立と発展は、当時における交通通信手段の発達に伴うものであり、とりわけ万国博覧会の開催や万国郵便同盟の成立などに端を発したものであった。これらの条約は、内国民待遇という外国人法上の原則を中心とした緩やかな統一法であり、違反に対して制裁を課し、条約の正しい解釈を示す制度を持たなかった。改正に関する外交会議も全員一致を原則とし、改正条約に加盟するかどうかはそれぞれの国の自由とされた。

一九九〇年代以降の知的財産法の展開は、WTO成立と付属協定である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、TRIPS協定）の発効によって特徴づけられる。同協定は、直接的には、不正商品の氾濫を排除しようとする米国を中心とする先進諸国の攻勢を背景に、一九八六年一月から開始されたGATTウルグアイ・ラウンド交渉の結果成立したものである。TRIPS協定は、東西の壁の崩壊に象徴される旧社会主義国家の市場経済への参加を含む急速なグローバル化、インターネットとデジタル技術の進歩と普及、バイオテクノロジー、ビジネス方法特許、グラフィックデザインなどの新しい技術の創造に対する知的財産権保護の必要性に対応しようとしたものであり、伝統的な条約改正会議の停滞や伝統的な条約の枠内で捉えきれない問題の発生などに対処しようとするものであった。

しかしながら、通商条約によって知的財産権の保護を進展させようとすると、通商政策の対立が直接に知的財産権に関する法政策的対立に持ち込まれる危険性もあった。また、通商条約は、原則として加盟国に国内法の立法義務を課すだけでなく、伝統的な知的財産条約のように直接私人間に適用される性質を持つ規定を含まないと見るのが従来の通説の見解であった。それだけに、TRIPS協定のもとでの知的財産法の展開を見るには、協定の規定を見るだけでは不十分であり、各国における国内法の規定、制度的保障や実行を個別にみていく必要がある。このような理由から、本稿では、筆者が行った中国、韓国、シンガポールのTRIPS協定の知的財産権の保護水準と実効的行使に関する主要な規定の調査にもとづき、TRIPS協定で何が実現され、何が残されたかを見ていきたい。同時に、各国の国内法の検討を通じて国際ルール形成の課題を抽出したい。

● 開発途上国の知的財産法の課題 — TRIPS協定前の状況

一九七〇年代から一九八〇年代前半においては、南北格差を解消するために途上国の主張にもとづき、UNCTADを中心として、多国籍企業等の知的財産権の濫用に関する問題点が採り上げられた。たとえばこの時期の活動的メンバーであったラテン・アメリカ諸国の特許法改正の特徴は、①実施契約に対する国家的統制、②特許性の制限、③保護期間の短縮化、④強制実施に関する規定の厳格な適用の四点にあった。



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

輸入独占権の否認をはじめとする国内法による特許権の効力の縮減ないし排除は、多国籍企業の活動の規制、とりわけ、特許権を利用した各国市場の分断など権利の濫用の行使を制限する効果を持つ。しかし、このような改正は、これらの国への技術の移転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性を固定化させる危険性を有していた。

UNCTADの要請を受け入れた一九七四年九月のWIPO調整委員会の決定を受けて、一九八〇年のパリ条約の第九回の改正会議では開発途上国に対する特別の利益をもたらすための追加規定の検討が行われた。そこでは、主として、①特許の不実施に対する制裁措置を強化すべきか、②製法特許の保護範囲に関して、外国で製法特許に従って製造された製品の輸入を阻止する権利の場合によって制限してよいものとするか、③優先権を認める要件としての社会主義国の発明者証に特許と同様な地位を与えてよいか、④原産地名称と抵触する商標の使用を禁止できるものとし、潜在的な原産地名称に特別の保護を与えるか、の四点について対立した。この会議では、従来の改正会議とは異なって、各加盟国が交渉主体となるのではなく、開発途上国、先進工業国、社会主義国の各グループが交渉主体となり、グループ内やグループ間の利害の対立が調整できず、外交会議再開の目途が立たなかった。そのような状況の中で、一九八〇年代における米国の知的財産権強化

政策の国際的展開と関連して、GAITワルグアイ・ラウンドに知的財産権の問題が持ち込まれるようになった。

八年以上のラウンド協議の中で、当初の知的財産権侵害製品に対する保護強化から知的財産権の「取得可能性、範囲、使用に関する適当な規程および原則」の制定とその「行使のための効果的かつ適切な手段の提供」に重心が移されていった。そこでは、伝統的な条約の改正会議では認められることがなかった先進国側の主張を容れ、デジタル技術、バイオテクノロジーなどの新たな技術の進歩に対応した規定が挿入されたが、他方では、消尽（六条）、目的（七条）、原則（八条）などをはじめ解釈の余地の広い、あいまいな規定が含まれている。

●アジア諸国におけるTRIPs協定後の知的財産法制の変化

それでは、各国は、TRIPs協定や他の国際的規範をどのようどの程度国内法に継受しているのだろうか。各国の知的財産法の内容については紙面の制約があり詳細に立ち入ることはできないが、ここでは特徴として次の三点を指摘しておく。

第一に、TRIPs協定によって実現した保護対象の拡大、医薬品など特に現代における新しい技術との関連性、権利の保護期間・保護要件・効力の制限などに着目すると、少なくとも中国、シンガポール、タイの三方国では、TRIPs協定に適合し

て知的財産保護のための法整備、制度整備がほぼ終わっていることが確認できる。たとえば、中国は、二〇〇一年二月のWTO加盟に伴い、TRIPs協定、パリ条約、ベルヌ条約を遵守する義務が生じ、そのための知的財産法制の整備が二〇〇〇年から二〇〇一年にかけて特許法、著作権、商標法の「第二次改正」によって行われた。シンガポール、タイでも一九九〇年代にTRIPsに対応した法改正が進められた。ただし、規定を個別に見ると、TRIPs協定の要件を満たしていないのではないかと疑われる規定が残る点は留意されるべきであろう。たとえば、タイの商標法六三条は、不使用取消制度を規定し、利害関係人または登記官が、商標所有者が登録当時その商標を使用する善意の意図がなく、実際にその商標を使用することが全くないという事実を証明できるときは、商標の登録取消を商標委員会に申し立てることができるものとする。少なくともこの点については、TRIPs協定一九九一年一項一文の要件を満たしていない。同様に、タイ特許法四六条の強制実施の要件は、TRIPs協定三二条の要件を満たさないように思われるが、実際上この規定が発動されたことは殆どないようである。

いずれにしても各国の知的財産法に一九七〇年代にラテンアメリカ諸国で見られたような特徴は見られない。また、中国、タイにおいては、法改正によって実用新案に

よる小発明の保護が見直され、より利用しやすいものとなった。TRIPS協定の枠内でそれぞれの国における産業や文化の発展に貢献するような知的財産法のあり方を探る姿勢であると言えよう。

第二に、知的財産保護の実現のための制度環境が整えられたことがある。たとえば、二〇〇一年のシンガポール知的財産局の整備など知的財産権に関する監督官庁の権限や審査官の増員など実行体制の強化が行われた。また、タイにおける知的財産及び国際取引裁判所の設置は司法手続の整備が行われた例である。

これらの国に共通して見られる特徴として、知的財産侵害に関する刑事手続との関連で被害者の積極的役割を期待できる制度を定めている点が指摘できる。中国においては、附帯民事訴訟の制度があり、犯罪の被害者が刑事事件に附帯して裁判の費用を納付することなく損害賠償請求訴訟を提起することができるようになってきている。シンガポールでも商標権と著作権の侵害罪については、権利者が司法長官の許可を得て侵害者を訴追できることになっている。タイにおいては、知的財産侵害に科せられる罰金の半額が権利者に支払われる制度がある。これらの制度は知的財産権に関する意識を社会に定着させるために重要な役割を果たすことが期待されている。

中国では、従来の伝統的な法理への挑戦とみられる規定を含むため、このような規

定による救済が現実には実効性を持って行われるかどうか見守っていく必要がある。特に、司法制度への信頼性が低く、裁量の余地の広い行政上の救済が利用されることが多いことも関連して不透明な部分が残る。第三に、TRIPS協定で明確な規律が必ずしも定められなかった問題、たとえば、知的財産権にかかわる製品の並行輸入に関する問題（六条）とワインと蒸留酒についてのみ強い保護を規定した地理的表示（二三条）について各国で対応が見られる。この点について項を改めて見てみよう。

●国際消尽と並行輸入

一定の要件のもとで知的財産権の効力が当該の権利に係わる製品に及ばなくなることを消尽という。知財製品の並行輸入に関して、外国で製品が適法に拡布された場合にも国内で拡布された場合と類似の要件で消尽を認める見解を国際消尽論という。国際消尽の問題は、TRIPS協定が曖昧なまま将来に残した課題である。

知的財産に係わる製品の並行輸入については、シンガポールとタイは明文で国際消尽論を認め、並行輸入を許容している。

シンガポールでは、商標法二九条一項が並行輸入を明文上許容する。つまり、二七条の登録商標の侵害に関する規定にかかわらず、登録商標の所有者によりまたはその明示または黙示の同意に基づきシンガポール国内および国外で拡布された商品に関する

商標の使用によっては、登録商標は侵害されない、とする。これは、商標権につき国際消尽を認めたものであり、商品の並行輸入を許容しようとするシンガポール政府の一般的政策を示すものである。商標法は、製品の状態が拡布された後に変造され、損なわれ、その製品について登録商標を使用することが登録商標の識別性または評価に有害である場合にはこの規定を適用しないとする。国際消尽に関する類似の規定は、他の知的財産権についてもみられる。

タイでは、有標商品の並行輸入については、長らく対立する下級審判例があったが、二〇〇〇年のタイ最高裁判所のW H A L L事件判決で国際消尽論が採られた。この事件では、有標商品をシンガポールで購入し、商標権者の許諾なく第三者がタイに並行輸入した場合に、商標権によって阻止することができないとされた。また、特許製品の並行輸入については、一九九九年改正の特許法三六条二項七号によって国際的消尽論が採られ、特許権者が外国で特許製品の製造または販売を許諾した場合には、その特許製品の使用、販売、輸入などの特許の独占権に関する三六条一項を適用しないとした。

中国では学説上は並行輸入の問題が論じられてはいるが、並行輸入をめぐる深刻な問題は今のところ生じておらず、並行輸入を許容した判例は見られないようである。

今後、知的財産権の濫用防止に関する各



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

国内法上の措置のひとつとして採られている国際消尽論による知財製品の並行輸入の許容が、国際的なルールづくりの場で国際規範として明確に採り入れられるべきであるという主張も生じてくるであろう。

●民間文藝・遺伝資源・地理的表示

開発途上国においては、民間文藝 (Folk art)、遺伝資源、地理的表示の保護の強化を目指す動きがみられる。中国では、民間文藝の著作物については、著作権法六条に規定されたが、具体的な保護方法を定めていない。一九九六年に一旦保護条例案が完成したが、その後棚上げにされ、二〇〇一年に作業が再開された。これは、ベルヌ条約一五條四項に基づくものであり、中国の得意領域に属するのであるから、整備を急ぐべきとの有力な意見がある。

タイでは、二〇〇三年に地理的表示法が制定され、二〇〇四年から登録が開始されている。

シンガポールでは、一九九八年に地理的表示法が制定された。同法三条二項によると、次のような行為が禁止されている。つまり、①地理的表示によって表示された場所から産出していない物に関し、物の地理的原産地につき公衆を欺くような方法で地理的表示を使用する行為、②パリ条約一〇条の二の意味における不正競争行為になるような地理的表示の使用、③地理的表示に

示された場所が原産地ではないようなワインおよびスピリッツに関する地理的表示の使用、である。なお、同法制定以前においても、地理的表示につき商標登記または登録がない場合にも、地理的表示に違反する行為は、パッシング・オフとして不法行為とされてきた。

地理的表示については、ヨーロッパ諸国の主張で容れられたTRIPS協定によるワインと蒸留酒についての強い保護に加えて何らかの保護を与えるべきかどうか、そのような保護を与える範囲および要件をどのようにするか問題となっている。

●合理的な知的財産の環流システムを求めて

TRIPS協定成立の経緯からも明らかのように、この協定は、知的財産権の保護強化に向けられ、開発途上国が主張した技術の移転や普及への貢献、公衆の健康や環境保護への配慮、知的財産権の濫用的行使の防止等については、具体的な措置を規定してはいない。その点で開発途上国やこれを支援しようとするNGOの反対が強く、過去三回のWTO閣僚会議において重要な決定ができないままに終わっている。知的財産権の国際的保護を通じて知的財産権者の独占的地位の強化と開発途上国への技術移転・投資の促進を、どのように均衡を保ちながら発展させるかが課題となっている。さらなる知的財産保護に向けた国際的協

力と法的調整を構築し、推進するには、技術移転の促進と投資還流の合理的枠組みの構築の必要性が強調されなければならないであろう。この点については、現在の知的財産に関する国際条約においても十分成功していないように思われる。TRIPS協定が知的財産保護の強化に傾きすぎている点を今後どのように修正していくかという課題が残されている。この点については、TRIPS協定を一層均整のとれたものにしていくとともに、多国籍企業の行動規制に関するソフト・ローを含む国際規律を一層充実させてゆく努力が必要である。

知的財産権は、国家の行政行為または法によって付与され、または、登録、寄託される。したがって、これらの権利に関する法の調和や統一は、特許庁間の協議によるガイドラインの作成なども考えられるが、制度の基本的枠組についてはいわゆるソフト・ローになじみにくい。したがって、知的財産権の付与、登録等に関する問題や知的財産権の成立要件、内容、効力、消滅に関する問題は、どうしても条約、国内法というハード・ローによる統一が必要と考えられる。他方、技術移転のためのシステムという観点からは、知的財産権の成立、内容、効力等と異なり、契約が重要な要素となり、ソフト・ローが重要な役割を果たし得るであろう。

(きだな しょういち／早稲田大学法学部教授)

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

競争法の国際ルールと開発途上国における法制化

栗田 誠

一九九〇年代以降、世界各国で「競争法」の制定とその執行が活発に行われてきている。競争法とは、市場競争を制限する行為を禁止する法令の国際的な呼称であり、我が国では「独占禁止法」のことである。価格カルテルや入札談合、不当な手段による競争者排除行為、大規模な合併・株式取得を禁止し、競争的で効率的な市場を維持促進し、消費者利益を守ることを目的とする。

本稿では、こうした競争法が国際的に普及してきている背景を探るとともに競争法の禁止行為や手続に関する国際ルールを形成しようとする動きを概観し、そうした国際ルールが開発途上国における競争法整備に及ぼす影響や今後の競争法整備支援を推進する上での課題を明らかにする。

●競争法への注目・関心の高まり

国際的商業活動における競争制限行為の規制は国際経済社会の古くからの課題であり、一九四八年に採択された国際貿易機関憲章（ITO憲章）においては制限的商慣行に関する一章が設けられていたが、同憲

章は発効しなかった。当時、競争法を有し実効的な規制を行っていた国はアメリカに限られていた。その後、先進各国では競争法の制定や本格的な執行が行われるようになったが、国際社会では先進国特有の法として考えられてきた。

しかし、一九九〇年代以降、競争法は開発途上国にも急速に普及し、現在、約九〇カ国が何らかの競争法を有している。その背景としては、一九八〇年代以降の開発途上国における構造改革による民営化・市場化の推進や、一九八〇年代末以降の社会主義政治経済体制の崩壊による市場経済への移行に伴い、先進国だけでなく開発途上国・移行経済国にも競争法が必要であるという認識が一般化したことが大きい。また、一九九〇年代に入り、GATTウルグアイ・ラウンドにより世界貿易機関（WTO）が設立され、国家による国境措置（関税、数量制限等）を用いた貿易制限が低減される中で、その代替として私的な貿易制限（輸入品排除等の競争制限行為）が跋扈し、貿易自由化の成果を無効化するという問題が強く意識されるようになり、競争分野で

の国際ルールが必要であるという主張が強まってきたことがある。

東アジア地域の競争法整備の現状については表1のとおりであり、日本、韓国および台湾を別にすると、東アジア諸国では近年競争法を導入したばかりであるか、あるいは制定作業中であり、これら諸国における競争法整備を支援していくことが求められている。

●競争法の国際ルール形成の現状

一九九〇年代以降の競争法の世界的普及という現状にもかかわらず、競争法に関する一般的な国際ルールは、条約、協定等の拘束力を有するものとしては、EUにおけるような地域的なものや個別分野のものを除くと、存在しないのが現実である。WTOにおいても一九九七年に「貿易と競争」に関する作業部会が設けられ検討が続けられてきたが、開発政策に対する制約となることを恐れる開発途上国側の強い反対もあり、ドーハ開発アジェンダにおいては交渉事項とはしないこととされた。ここにおいて、競争法を有する開発途上国が急増して

表1 東アジア諸国の競争法の整備状況

国名	制定年	競争法	担当機関
日本	1947	独占禁止法	公正取引委員会*
韓国	1980	独占規制及び公正取引に関する法律	公正取引委員会*
台湾	1991	公平交易法	公平交易委員会*
インドネシア	1999	独占禁止及び公正競争法	事業競争監視委員会*
タイ	1999	取引競争法	取引競争委員会* (商務省)
ラオス	2004	取引競争令 (総理大臣令)	取引競争委員会 (商務省)
シンガポール	2004	競争法	競争委員会*
ベトナム	2004	競争法	競争管理庁・競争評議会 (商業省*)
中国	1993	反不正当竞争法 (独占禁止法制定過程)	国家工商行政管理局 [商務部]
マレーシア		(検討中)	[国内取引消費者問題省*]
フィリピン		(検討中)	[通商産業省*]
香港		(通信および放送を除き、なし)	

(出所) 公正取引委員会公表資料に基づき筆者作成。

(注) 「担当機関」欄の () 内は、当該機関が所属する省を示し、[]内は、競争法の立案を担当する組織を示す。また、*は、2005年5月の東アジア競争当局トップ会合に参加した9カ国の機関であることを示す。

いる反面、競争法の国際ルール形成は一見停滞しているようにみえるのである。しかし、国際ルール形成を広く捉え、法的拘束力を持たせない「ソフト」な手法による国際的収斂が様々な「フォーラム」において生じつつあることが看取され、緩

やかな国際ルールが先進国はもちろん、開発途上国に対しても影響を及ぼしている。競争法に関する国際ルール形成の現状について、次の三つの視点から分析できる。

第一に、ルール形成ないしはフォーラムへの参加の当事者という視点である。競争法の国際ルールに関する議論は、元々、WTO憲章やUNCTAD、さらにはWTOという多数国間の場での検討が主流であったが、EUに代表されるような地域的な動きや、近年では二国間の交渉・協定も重視されるようになってきている。そして、各国が他国の優れた法制・運用を摂取し、あるいは、法令やガイドラインの原案を公表して他国からのコメントを任意に取り入れるという一方的な手法も、国際的なルール形成に寄与する。こうした全方位的なフォーラムの活用が望ましい成果につながる。

第二には、ルール形成の手法という視点である。国際公法の分野でも、拘束力のある国際協定(「ハードロー」)の合意形成が容易ではない中で、「ソフトロー」アプローチが重視されてきているところ、競争法分野においては、これまで拘束力ある国際的競争ルールの形成は頓挫してきている。他方、特に競争法の実体的ルールに関しては、ソフトな手法による国際ルール形成が實際上重要な意味を持つ。競争法は本質的に、抽象的な規定を個別具体的な事案に当てはめるといふ手法を採ることから、法的安定性や予測可能性を欠きがちであるが、

それを補うものとして競争当局(競争法の専門的執行機関の国際的な呼称であり、我が国では「公正取引委員会」が該当する)によるガイドラインが策定されている。こうしたガイドラインの策定に際しては、競争当局がドラフトを公表して広く内外の意見を募ることが行われており、その際に競争当局同士の意見交換や経験交流が重要な役割を果たしている。各国競争当局の経験と理論研究の成果を糾合して、「ベスト・プラクティス」を取りまとめる手法が有益である。

第三は、ルールの内容の視点である。競争法に関する国際ルールとして、かつては実体面のルール形成が盛んに議論されたが、網羅的な国際競争法ルールを一気に合意することは非現実的であり、WTOでの一九九七年以降の議論は、緩やかな「基本原則」の合意を目指すアプローチとなった。それは、競争法の法制度整備および執行における手続的規律(透明性、無差別性および公平性)に重点を置き、実体ルールとしては、弊害が大きく、かつ、経済的に正当化することができないハードコア・カルテル(価格カルテルや入札談合)に限定して検討するというものである。また、こうした限定的なルール作りと並行して、開発途上国のキャパシティー・ビルディングの重要性が認識されている。

このように、競争法の一般的な国際ルールとして法的拘束力のあるものは、地域的

なものや個別分野のものを除くと、合意されていない。しかし、例外的に、地域内、ないしは二国間では、時にはFTAと一体のものとして、あるいは国際機関からの支援の条件として、競争法の制定が合意され、また、競争法の執行に関する協力が制度化されていることがある。開発途上国にとっては、競争法の制定という面で国際的に拘束を受けるということである。

反面、拘束力のある国際ルールの代替としてではなく、むしろ、より望ましいものとして、基本原則、ベスト・プラクティスの形成、ガイドラインの策定等のソフトな手法によるコンセンサス形成が重要な意味を持ち、その内容が開発途上国においても受容され、競争法の制定やその内容面に事実上の影響を及ぼしている。ここには、国際機関や先進国からの技術支援による影響が考えられる。

●タイおよびインドネシアの競争法

このように競争法の国際ルール形成は、開発途上国における競争法整備に一定の影響を及ぼす。以下ではタイおよびインドネシアの競争法について、競争法の国際ルール形成の影響という観点から概観する。両国では、一九九七年のアジア通貨危機後にIMFによる支援の下で経済再建を図る中で、競争法の整備が必要と判断されたことがその制定の直接的な契機になっていると

みられるが、その後の発展状況には大きな違いがみられる。タイでは一九九九年に「取引競争法」を制定し、「取引競争委員会」が設置されたが、政権交代もあり、当初の熱意が失われているという評価が出ている。他方、インドネシアでも一九九九年に「事業競争法」が制定され、二〇〇〇年に「事業競争監視委員会」(KPPU)が設置されており、かなりの成果を挙げている。

競争法の制定に対する国際的影響をみると、両国とも、経済危機からの脱却のための経済改革立法の一環として世界銀行/IMFの影響の下に競争法が制定されたという共通性がある。ただし、同時に、競争法を必要とした国内的な要因があることが指摘され、また、両国とも競争法の制定に向けて検討してきた歴史があることも併せて強調されている。

競争法の内容面に対して国際的要因がどの程度影響しているかについては、制定自体と比べて、大きな役割を果たしているとはいえないと思われる。特にタイでは競争法を制定すること自体が優先され、国内の反対勢力との妥協により、実効性を欠く程度になっていると思われる。現行法に対しては種々の問題点が指摘されており、競争法の内容面への国際的影響が及んでいないことが推測される。

また、インドネシアでは、実体規定が細分化され、多数の適用範囲が不明確な規定

が多く、解釈上の困難を来たしているが、その原因は、先行して検討されていた複数の法案に盛り込まれていた条項を十分な整理をしないまま取り込んだことにあるとされている。加えて、起草段階で精緻な競争法体系を持つドイツの専門家が助言したことも影響しているとも考えられる。

競争法制定後の発展過程は対照的である。タイでは、閣議の承認が得られないことから法適用基準の策定が遅れており、そのため法の適用自体が行い得ない状況が続いているが、これは競争法の制定を推進した政権が交代したことによるところが大きい。

これに対しインドネシアでは、様々な制約条件の中で、法違反の決定が多数出されており(KPPUは、二〇〇〇年九月の法施行以来、二〇〇五年二月末までに三二件の正式決定を行っており、うち三二件は違法とする決定である)、今後も期待できるが、多数の決定取消訴訟が係属する裁判所の判断次第という面もある。

こうした制定後の執行状況の違いをもたらしている最大の要因は、両国の競争当局の独立性の有無と人材面にあると考えられる。タイでは、商務大臣が取引競争委員会の委員長を兼務し、また、商務省内取引局長が委員兼事務局長を務めるほか、多数の産業界代表が委員に就任しており、競争法専門家がほとんどいないのに対し、インドネシアのKPPUの委員は学識経験者(弁護士、法学・経済学等の大学教授等)



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

から大統領により任命され、独立して権限を行使し、大統領に対して責任を負う。

また、国際的フォーラムへの参加という点でも、インドネシアが極めて積極的であるのに対し、タイはほとんど実績がない。

●競争法の国際ルール形成と競争法整備支援

WTOにおける競争ルールの策定が頓挫した現在、当面、競争法の国際ルールが開発途上国に競争法の整備を一般的に義務付けるという事態は生じない。しかし、一九九〇年代以降、国際的義務ではない中で、多くの開発途上国は競争法を整備してきている。また、例外的に何らかの形で制定義務を国際的に負った開発途上国でも、競争法の内容面については自主的な判断をしているように思われる。しかし、その自主的判断が国内の競争法導入反対派との妥協の結果であるとすれば、問題は大きい。基本原則やベスト・プラクティスといったソフトな形で形成されつつある国際ルールが開発途上国に自然と受容されていくことが望ましい。

今後、WTO以外のフォーラムにおける国際ルール形成の可能性を探ることが一層重要になるが、その際には、ソフトな手法を意図的に用いることが重要である。単に開発途上国が拘束力のある国際ルール化に反対しているという消極的な理由ではなく、むしろ、競争法を国際経済社会に根付かせ

る上では、様々なソフトな手法こそが必要かつ有効であるという積極的な理由からである。競争法の法制度を形式的に導入するだけでは意味がないことは、何よりも我が国の独占禁止法の運用の歴史が物語っている。また、一定の発展段階に達した途上国の多くは既に競争法を制定済みであり、問題はその執行体制の確立と具体的な運用にあり、特に、実際の執行を担う競争当局担当者専門的能力にかかっている。この面でも、ヒューマン・リソースの開発というソフトな取り組みが重要である。

また、開発途上国は従来、競争法整備を求められる客体として、国際ルール化による競争法整備の法的義務を負うことを拒否してきた。しかし、開発途上国の中にも、競争法をいち早く整備し、執行面でも実績を挙げつつある国が出てくるであろうし、そうした国がいつまでも義務化を拒否するとも思われない。また、競争法をいち早く整備し、執行してきた開発途上国の中から、未整備の開発途上国の事情やニーズを的確に把握し、そうした開発途上国への支援を行う意思と能力を備えた国（競争当局）が現れることが期待される。こうした開発途上国間協力の可能性を高めるような環境作りが必要である。

開発途上国における競争法整備のための技術協力は、欧米諸国を中心に一九九〇年代以降、活発に行われるようになったが、競争法の「輸出」と呼ばれてきたことにも

示されているように、先進各国の競争法の法制度を移植することに重点が置かれがちであった。しかし、競争法は市場経済を規律する法であり、一方で経済分析を活用した違法性判断という普遍性を有すると同時に、他方で市場の土着性を反映した多様性が求められるのであって、各国・地域の実態に応じた適切な法制度と運用が必要である。ここにおいても、ソフトな取り組みが求められているのである。

ところで、二〇〇五年五月にインドネシアのボゴールにおいて、東アジア九カ国の競争当局の首脳を集めた会合が初めて開催された。この会合は、日本の公正取引委員会が提唱して開催されることとなったものであり、東アジア地域の競争法・競争政策の発展に寄与するものと期待されている。特に、東アジア各国の競争法や競争当局には、多くの共通し、あるいは類似した面があり、相互に協力・連携していくことの必要性やメリットが大きい。今後、この活動を発展させて、東アジア地域における競争法専門家による「東アジア競争ネットワーク」を組織することが課題となろう。地域的にも経済的にも一体的関係にあり、競争法の特徴や課題を共有する東アジアの競争当局や競争法専門家により自発的に形成される任意組織として形成され、発展することが期待される。

（くりた まこと／千葉大学大学院専門
法務研究科教授）

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

OECD企業統治原則と開発途上国

今泉慎也

「企業統治」(corporate governance)は、先進国が開発途上国であるかを問わず、一九九〇年代以降の企業法制改革の重要なキーワードとなってきた。企業統治が果たさうとする役割を端的に言えば、経営者の暴走をどのように防止するか、ということになるだろう。大会社や公開会社において株式保有の分散化(所有と経営の分離)が進み、経営者に対する監視・監督が機能しないことや、創業者一族や金融機関など支配株主の存在に起因する少数株主の搾取などの問題の解決が大きな課題となっている。

一九九七年のアジア経済危機後、開発途上国の国内法制の脆弱性が問題視されたが、制度改革支援に乗り出した世銀・IMFは、創業者一族など支配株主によって少数株主の搾取が行われており、その是正のため企業統治の改善・確立が経済再建の前提条件であると説いた。一九九九年にOECD(経済協力開発機構)は、企業統治原則(以下、OECD原則)を採択し、世銀などとともに非OECD諸国を含む企業統治の改善・強化を進めている。はたしてOECD企業統治原則は国際的なルールとして、

どのような性質を有し、開発途上国における企業統治改革の推進において、どのような意義をもっているのであろうか。

●企業統治改革の世界的波及

企業統治は、①株主または取締役会による経営者の監視・監督を出発点としながら、

②市場による規律づけ、③債権者、労働者その他の利害関係者(ステークホルダー)による規律づけなどを含む広い概念である。したがって、企業統治に関わる法分野も広く、会社法・商法、証券取引法、会計基準、

監査基準、倒産法、担保法、さらには、紛争処理制度に及ぶ。このなかで、国際会計基準、国際監査基準など国際ルール形成が

近年急速に進展した分野がある一方で、会社法(商法典)や証券取引法などの法分野

においては、国際ルール形成は、地域的な試みを除くと成功していない。しかしながら、この分野では一定の(主として米英

の)法制モデルが事実上影響力を有してきた。例えば、二〇〇一年のエンロン社など

相次ぐ大企業の経営破綻は米国の企業統治モデルに対する信頼を揺るがす大事件であ

ったが、対応策として米国が制定したサーベンス・オックスレー法によって打ち出された諸改革に追随する動きが多くの国で見られる。ある国における制度の革新がその有用性ゆえに他国によって模倣されるといふパターンは、企業法の分野においてより顕著であったと言える。

他方、米国モデルの影響力を過度に強調することは一面的であろう。欧州諸国を含め、企業統治をめぐる長年の議論の結果、監督と執行の分離など企業統治の基本的要素についてはコンセンサスがあると主張されているからである。取締役会による経営者に対する監督機能の強化のため、社外取締役(独立取締役を含む)を増やしたり、

取締役会内の監査委員会の設置といった仕組みは多数の国で採用されつつある。このほかに、少数株主権の強化、累積投票制度、委任状規制、株主代表訴訟、集団訴訟(クラスアクション)の導入等も企業統治規制の水準を示す指標として重視されている。

企業法は、企業不祥事や経営破綻に対する対応の積み重ねを通じて発展してきたが、現在の企業統治に関する議論は、米英にお



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

ける一九八〇年代の改革論議を端緒とするものである。それが世界的な広がりをもった背景には次のような要因がある。

第一に、各国において大企業や公開企業の不祥事・経営破綻が相次ぎ、抜本的な企業法制改革を必要としたことがある。とりわけ経済危機の発生は、各国に抜本的な改革を迫る契機となった。

第二に、上述のように、証券規制などの分野においては、ニューヨークとロンドンという巨大な証券市場を擁する米英の法制モデルが影響力を有し、米英の改革が各国にモデルを提供した。証券市場の整備・発展は多くの開発途上国においてすでに重要な課題であった。近年の開発途上国への制度改革支援において、国際組織やコンサルタントが米英モデルに準拠する傾向があると言われる。他方、開発途上国側でも、金融のグローバル化のもとで米英モデルへの準拠が自国企業や自国市場に対する外国人投資家の信頼を得るため有利であると考え、かかるモデルへの準拠を進めた。市場の圧力が米英モデルの準拠を促したと言えよう。また、米国市場へ上場した外国企業が米国基準に従う場合も、企業レベルで米国型の企業統治を広める効果を持つ。二〇〇五年末現在で、アジア太平洋地域の八一社を含む四五三社の非米国企業がニューヨーク証券取引所に上場している。

各国の証券取引委員会（以下、SEC）の協力機関である証券監督者国際機構（I

OSCO）の創設や活動には、米国SECが主導的な役割を果たしており、米国モデルの輸出努力の一端を示すものと言える。

IOSCOは、一九七四年に米国SEC主導で設立された米州諸国のSEC等の協力機構を前身とし、一九八四年に全世界のSEC等の協力機関として改組されたものである。IOSCOは証券規制に関するコア原則などルール作りを進めるほか、近年の国際会計基準などのルール作りの進展にIOSCOの働きかけもあつた点など、企業統治の分野で影響力を有している。IOSCOにはアジア太平洋地域の二一機関を含む一〇八機関（通常会員）が加盟する。

●証券取引委員会と自主規制機関

米国法をモデルとする証券市場整備が各国で進み、独立で強力な監督権限を有するSECを設置したり、証券取引所に自己規制機関（SRO）として広範な規則制定を認める国が増加した点は、企業統治の波及に影響したと考えられる。これら諸国では企業統治の強化・改善を目的とする規制が、各国SECの規則や、証券取引所の上場規則等の形式で制定され、規制強化を円滑に進めることを可能にした。こうした規制を法律によって明定する国も見られるが、議会が介在しない諸規則による規制は大胆な改革を速やかに導入する上で有利であった。例えば、上述の監査委員会の設置は、近年東アジア諸国でも上場企業等に対する義

務づけが進んだが、その方法として上場規則やSECの規則に依拠した国が少なくない。タイ、インドネシアでは証券取引所の上場規則、さらにSECの規則によって義務づけている。他方、日本、韓国など法律によって明記した国もあるが、例えば韓国において法改正をめぐって議会内外で大きな論争が起こった。それに比べると、上場規則等による義務づけを行った国では、政治的な反発は相対的に小さかった。

●企業統治原則が果たした役割

OECD原則の採択された背景には、原則やコードと呼ばれる企業統治に関する非拘束的な文書の採択が、各国の企業統治改革を進める上で、共通のツールとなったことがある。非拘束的な文書の利用は、米英の企業統治改革論議のなかで生み出されてきたものであった。その代表はアメリカ法律協会（ALI）が一九九二年に公表した『企業統治の原則 分析と勧告』である。

『企業統治の原則 分析と勧告』では、連邦制をとる米国では、各州の法の統一・調和のため、判例法の現状を示すリストメントやモデル法の採択が各分野で進められてきた。州が管轄する会社法については、判例法、州の制定法、会社実務が混在し、リストメントやモデル法といった手法は困難であると認識された。このため、あるべき法や会社実務への勧告を盛り込む形が選ばれた。英国においても一九九二年のキャドベリー報告から一九九八年のハン

表2 非OECD諸国を対象とする企業統治に関するフォーラム

	フォーラム名称	創設年
企業統治円卓会議	アジア	1999
	ラテンアメリカ	2000
	南東ヨーロッパ	2001
	ユーラシア	2000
	ロシア	1999
中東・北アフリカ企業統治フォーラム		2003
汎アフリカ企業統治協議フォーラム		2001
カリブ企業統治フォーラム		2004

(出所) OECD 資料より筆者作成。

クターが参照すべき指針ないしは枠組みを示す点に特色がある。OECDなどでの議論の影響を受けて、企業統治に関する原則やコードといった名称の文書の採択が世界的に広がりを見せた。表1から分かるように、東アジア諸国では企業統治に関する原則・コードの採択が、一九九〇年代末以降に集中していることはOECD原則の影響を示唆している。これら原則・コードの制定主体は国によって異なるが、各国SEC、証券取引所、経済団

体が主体となっている。政府または民間レベルで「企業統治委員会」といった名称の組織作りが行われた国もある。国によっては罰則を設け、拘束力を有するものもあるが、多くの文書は法的拘束力を持たない。一般に、国際機関によるモニタリングや協力プログラムは各国によるルールの遵守ないしは受入を促すと考えられる。同原則の場合、非OECD諸国に対する普及メカニズム作りが進められた点の特徴である。まず企業統治改革が必要と見なされた五地域について、OECD・世銀が中心となり、企業統治地域円卓会議 (Corporate Governance Regional Roundtables) が創設され、企業統治に関する議論が続けられている (表2参照)。対象となったのは、アジア、ユーラシア (Eurasia)、南東ヨーロッパ (South East Europe)、ラテンアメリカ、ロシアの五地域である。各円卓会議が開始された年は異なるが、各会議ではOECD原則に従い、総論、開示、株主の権利及び

「株主の権利及び鍵となる所有機能」に変更されている。前者は、企業統治の確立における法律や規制の整備の重要性を指摘し、透明性、法の支配との適合性を求めている。後者では、機関投資家の役割や果たすべき責務につき、指標を設けている。各論に関するルール作りも進められている。一つは、国有企業の企業統治の問題であり、すでに『国有企業の企業統治に関するOECDガイドライン』が二〇〇五年に公表された。OECD原則に対応した章構成となっている。また、非上場会社の企業統治への取り組みも開始され、二〇〇五年四月に「非上場会社の企業統治に関する国際専門家会議」がイスタンブールで開催された。参加三六カ国の多くが非OECD諸国であった。同会議では、①非上場会社の企業統治の性格、②非上場会社の企業統治改善のための原動力、③非上場会社の良き企業統治の支援における公的政策枠組み、が議論された。白書を採択した後の地域円卓会議では、改定原則の実施とエンフォースメントや、白書で示された各分野の優先分野などが議論されている。例えば、二〇〇五年九月にインドネシア・バリ島で開催された第七回アジア地域企業統治円卓会議では、①銀行の企業統治、②アジア企業統治白書後の政策改革の進捗状況の点検、③OECD企業統治原則実施における取締役会の役割、④国有企業の企業統治の四つの議題が議論さ

表1 東アジア諸国における企業統治コード

中国	2002年1月：上場企業統治準則 (中国証券監督管理委員会/国家経済貿易委員会)
韓国	1999年9月：企業支配構造模範基準 (企業支配構造改善委員会—証券取引所を中心に設置)
台湾	2002年10月：「上場・店頭公開企業の企業統治のベスト・プラクティス原則」 (台湾証券取引所/証券店頭取引センター)
シンガポール	2001年3月：企業統治コード (企業統治委員会—会社法改正委員会の部会)
マレーシア	1999年3月：企業統治財政委員会報告書 (1998年3月設置)
タイ	2000年3月：企業統治報告書 (原則・ベストプラクティス) (タイ証券取引委員会企業統治委員会)
フィリピン	2002年4月：企業統治コード (フィリピン証券取引委員会)
インドネシア	2000年3月 (2001年3月改定) 良い企業統治コード (企業統治委員会—1999年設立)

(出所) 参考文献①をもとに筆者作成。

(注) かつこ内は制定機関。

「株主の権利」、「株主の衡平」、「企業統治における利害関係者の役割」、「開示と透明性」、「取締役会の責任」の五項目からなる。OECD原則自体は各国政府に何らかの具体的措置をとる義務を課すものではなく、また、モデル法のように国内法化されることも想定されていない。各国がそれぞれの状況に応じた対応をとるべきとされ、各国の法律が定めるべき具体的な制度の詳細も定めていない。同原則は、各国の政策担当者、証券取引所、各国SEC、公開企業、経済界等の諸ア

「株主の権利及び鍵となる所有機能」に変更されている。前者は、企業統治の確立における法律や規制の整備の重要性を指摘し、透明性、法の支配との適合性を求めている。後者では、機関投資家の役割や果たすべき責務につき、指標を設けている。各論に関するルール作りも進められている。一つは、国有企業の企業統治の問題であり、すでに『国有企業の企業統治に関するOECDガイドライン』が二〇〇五年に公表された。OECD原則に対応した章構成となっている。また、非上場会社の企業統治への取り組みも開始され、二〇〇五年四月に「非上場会社の企業統治に関する国際専門家会議」がイスタンブールで開催された。参加三六カ国の多くが非OECD諸国であった。同会議では、①非上場会社の企業統治の性格、②非上場会社の企業統治改善のための原動力、③非上場会社の良き企業統治の支援における公的政策枠組み、が議論された。白書を採択した後の地域円卓会議では、改定原則の実施とエンフォースメントや、白書で示された各分野の優先分野などが議論されている。例えば、二〇〇五年九月にインドネシア・バリ島で開催された第七回アジア地域企業統治円卓会議では、①銀行の企業統治、②アジア企業統治白書後の政策改革の進捗状況の点検、③OECD企業統治原則実施における取締役会の役割、④国有企業の企業統治の四つの議題が議論さ



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

れた。このうち、銀行の企業統治は、バーゼル銀行監督委員会が進めるもので、同委員会はすでに一九九九年に「銀行の企業統治増進に関する指針」をその前年に公表されたOECD原則に基づき採択し、現在の改定を進めている。銀行の企業統治は、アジア企業統治白書の優先分野として取り上げられており、二〇〇六年六月には、『アジアにおける銀行の企業統治に関する政策ブリーフ』が公表された。

●証券市場と証券監督機関を中心とした地域別フォーラムの形成とその意義

これら五つの円卓会議に加えて、近年、①中東・北アフリカ企業統治フォーラム（二〇〇三年）、②汎アフリカ企業統治協議フォーラム（二〇〇一年）、③カリブ企業統治フォーラム（二〇〇四年）が創設され、ほぼすべての地域で企業統治に関する何らかの枠組みが動いている。

各地域の円卓会議や他のフォーラムの特徴は次の通りである。

第一に、フォーラムには、当該地域の各国SEC、証券取引所、経済団体など証券市場に直接に関係する諸アクターが参加している点である。会議の現地側カウンスラーパートにも、当該国SEC、証券取引所、企業統治関連の機関などが名前を連ねている。企業統治に関する諸フォーラムは、その議論をOECDなどにおける原則の策定

に反映させる一方、同じチャネルを通じて、各国SECや証券取引所など国内アクターへ政策的なインプットを与えることを可能とする。さらにSECや証券取引所が有する規制制定権限は、かかるフォーラムで得られたアイデアや合意されたルール・基準を速やかに具体化することを可能にした。

第二に、多様な国際組織の連携によって運営されていることである。円卓会議などのフォーラムは、世銀・OECDが拠出して設立したグローバル・コーポレートガバナンス・ネットワーク (Global Corporate Governance Network) を中心に、OECD、世銀、国際金融公社 (IFC)、アジア開発銀行 (ADB)、米州開発銀行 (IADB) といった国際金融機関のほか、先進国の開発援助機関が資金の提供や専門家派遣を行っている。日本政府もアジア、ユーラシアなどの円卓会議に資金提供してきた。

第三に、これらのフォーラムは常設的な機関ではなく、OECD・世銀などが事務局機能を提供する定例会議であることである。フォーラムが地域別になっていること、OECD、世銀など国際組織が事務局・資金提供者としてコントロールを確保していること、証券市場に直接に関わるアクター中心の実務的な構成となっていること、非拘束的な文書の策定を主眼としていること、といった特徴は、当事者間での実質的な議論の積み重ねを可能にする一方、政治化する余地を低いものとしている。この点、条

約ルールの策定を指向するWTOが、広く開発途上国を取り込むことに成功した反面、従来の先進国の通商官僚主導のルール形成の後退と、開発途上国の積極的関与が進み、合意形成のコストが高くなったのとは対照的である。

本稿で紹介した企業統治の分野のほか、競争法などの分野でOECDは、非OECD諸国との協力を深めるため、政策ごとにさまざまなフォーラムを組織し、非OECD諸国の広範な参加を確保することに成功している。そこで形成される非拘束的文書は具体的な義務を課すものではないが、各国の国内法制に与える影響は少なくない。こうした特徴は改革を推進する立場からは望ましいものであると捉えられる反面、議会による条約の承認に相当するような民主的基盤を手続的に確保する契機を欠く点には批判もあり得よう。グローバル・ガバナンスの一端を担うであろう各制度に共通する課題となっている。

(いまいずみ しんや／アジア経済研究所開発研究センター)

《参考文献》

- ①今泉慎也・安倍誠編『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所、二〇〇五年。

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

マネー・ロンダリング規制と開発途上国

柏原千英

近年、経済法制改革では、ある国際基準を世界的に標準化する傾向がある。マネー・ロンダリング（資金洗浄とも訳す。以下ML）対策も例外ではないが、取引手段の多様化と資金移動の広域化に対し、金融監督・警察・司法にまたがる有効かつ効率的な反ML（AML）行政を整備することは、途上国にとって容易ではない。本稿では、ML規制枠組みの特性と途上国への影響、現状での課題を考察する。

●ML規制の必要性とその性質

一九八〇～一九九〇年代の金融自由化とグローバル化に伴い、従来の脱税目的に加え、非合法活動からの利益隠蔽・合法化目的の資金移動とその頻度が飛躍的に増加した結果、ML対策も広義ガバナンスの分野と認識された。途上国にも国際的な規制枠組みへの参加が要請された理由には、非合法活動が途上国を端緒とし、その利益が多様なネットワークを経由して洗浄・環流される事例がある。また、米国同時多発テロ事件を契機に、資金隠蔽やその合法化防止よりも、犯罪に利用される可能性のある

資金移動自体の阻止を主眼とする傾向が強まった。

しかし、個別取引の全貌の完全な把握、あるいは「全世界／国で洗浄される年額」の推測も非常に困難なMLの阻止は、先進国の監督当局（FIU）にさえ、容易ではない（IMFは全世界GDPの二～五%相当と試算。参考文献③）。また、ML対策には「絶対」と「終わり」はない。新たな規制は取引の巧妙化を誘発するため、FIUは取引類型に関する情報を収集・共有し、最も効率的にMLを検出（非該当取引を低コストで除外）できる対抗策を講じ続けねばならない。非合法活動の国際問題化が深刻さを増すにつれ、OECD加盟国間で国際的な規制枠組みと基準形成の必要性が議論された。

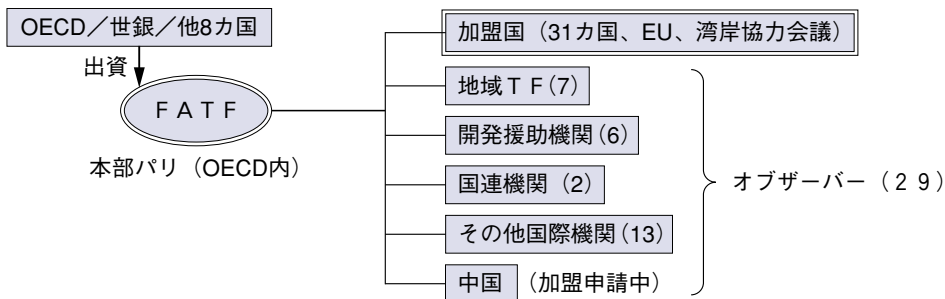
●AML法制構造と実務規定推進主体

AML法規は、①国際法によるML犯罪化（国連条約）、②国際基準（実務規定モデル）設定、③犯罪人引渡等の国家間協力（二国／多国間条約）と、取締り段階別に

異なる手段を用いている。①は一九八〇年代、麻薬関連活動（生産・流通・消費）が国際問題化したのを契機に、国連経済社会理事会で始められた。AMLが麻薬撲滅対策の一環とされた理由は、製造・売買収益を隠蔽するだけでなく、洗浄済み資金が麻薬産業のさらなる拡大や他の犯罪に流（転）用されるリスクが認識されたことにある。同理事会は、一九八八年に薬物犯罪関連MLの犯罪化と取締りを批准国に義務付ける「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約」（ウィーン条約）、一九九九年と二〇〇〇年には「テロ活動に対する資金供与の防止に関する国連条約」及び「国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約」を採択し、MLを犯罪化する非合法活動の定義を拡大した。

一方、②の国際基準は、「資金洗浄に関する金融活動作業部会」（FATF）が公表・改正する四〇項目の勧告（四〇勧告）である。FATFはアルシユ・サミット経済宣言（一九八九年）を機に非常設政府間組織として設立され、存続には活動目的の総会合意を必要とする（現行続期限は二〇

図1 AML/CFT枠組み



(出所) FATF ウェブサイト (<http://www.fatf-gafi.org>) より筆者作成 (7月10日現在)。

一二年一二月。金融システム高度化に合致する国際基準の継続的設定、非公式・非従来型MLによるテロ支援の撲滅等が目的)。OECD諸国の主導でFATFが設立された理由は、以下の三点にある。まず、一九八〇年代には既に当該諸国がオフショア市場でのMLを問題視していた経緯。第二に、AMLは金融監督以外の行政機関の関与も不可欠であること。MLの防止・取締り・違反者の刑事処罰には警察機構や司法制度も行政当業者となるため、複数の行政分野の調整は、専門化した政府間組織や国際実務家団体(BIS、IOSCO、IAIS、国際会計士連盟など)には適さない。第三に、多様化・複雑化するMLに対抗するモデル規制の形成と迅速な改正は、多国間条約では対処できない。G7での議論から発したFATFは、上記の現実を反映した産物である。

一九九〇年に公表された第一版四〇勧告は、ウィーン条約に鑑み、麻薬取引関連のMLに対抗する金融システム上の防止措置を列挙した。一九九六年の第二版では、MLを犯罪化する前提犯罪が人身売買等も含む国際的組織犯罪(重大犯罪)に拡大され、監視が強化された。

二〇〇一年に発生した米国同時多発テロ事件は、AML取組みを変質させた。FATFの活動目的にテロ資金対策が追加されただけでなく、同年中にテロ資金供与を探知・防止する枠組みを明示した特別勧告が、

二〇〇三年には、テロ資金供与もML前提犯罪とし、金融機関の十全義務、FIUや司法権限、法執行の強化を強調した第三版四〇勧告が公表された(参考文献②)。第三版での最大の改正は、AML取組みの総称をAML/CFT(AML and combating financing terrorism)に変更し、テロ資金のグローバルな移動を厳重監視する姿勢を明記した点にある。二〇〇四年の特別勧告改正では、現金運搬の取締り強化が追加された(以下、両勧告を四〇十九勧告とする)。

FATFの活動目的は「ML検出と合法的取引制度への是正」から「テロ支援ML自体の撲滅」へと重点を移したが、このような資金移動は以下の特徴を持つ(参考文献④)。第一に、合法的活動からの収益がテロ資金となる場合、従来型MLとは逆に非合法化される(money laundering)。第二に、「テロ支援ML自体の撲滅」の倫理的正当性と社会的便益は大きい。第三に、他のMLが取引額対比も大きい。第三に、他のMLが「利益(≡経済目的)であるのに対し、テロ支援MLは「政治的(≡非経済)目的」にあり、追跡・検挙がより困難である。

加盟国は第三点に関し、新手段によるテロ支援ML(現金運搬、非正規送金システム、非営利組織の悪用等)を監視の焦点とすることに合意している。今後は非金融機関も規制対象となるため、AML活動への関与を要求される国内組織も増加するだろう。

●AML枠組みの特徴—履行メカニズム

AML/CFT枠組みは、企業統治改革と同型のネットワークを持つ。FATFと協力協定を締結した七つの地域タスクフォース(TF)、FIU等金融監督間組織、国際援助機関、国連機関を含む一六オブザーバーが総会に参加し合う体制である(図1参照)。OECD企業統治原則と同様、四〇十九勧告も「各国の固有事情及び憲法の枠組みに従い、細部を実施する最低限の行動基準」であり、FATF加盟資格の有無にかかわらず、一律に適用すべき基準とされる。従ってFATFは、金融法制の多様性と世界的に同一の対策を講じる困難を認めつつも、TFを通じて各国ML規制の平準化を図っていると言える。

他方、FATFは履行メカニズムとして「対抗措置」(参考文献②、第二項参照)を持つ点で、企業統治改革と大きく異なる。第一の手段は、加盟国間のピア・レビューである。年一回の自己評価実施に加え、他の加盟国や国際機関代表、専門家で構成されるグループの相互評価(年二〜四カ国)を受ける。後者はIMF・世銀の「金融部門改革評価」を補完するため、両機関の「金融部門評価プログラム」への加盟国の関与は必須である。評価に基づくFATFの改善要請に対処しない加盟国には、総会討議の後、一時的な加盟資格喪失が決定さ

表1 NCCT 認定国の変遷 (抜粋)

公表日 (国・地域数)	追加国・地域	削除国・地域 (※備考)
2000年6月(15)	バハマ、ケイマン諸島、クック諸島、ドミニカ、イスラエル、レバノン、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、 ナウル (2001年12月～2004年10月)、ニウエ、パナマ、フィリピン、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント&グレナディーン諸島	※下線付きの3カ国はオフショア銀行監督者グループ (OGBS) 加盟国。 ※網掛けの3カ国は対抗措置の発動を受けた。() 内はその期間。 ※NCCT 認定解除後に FATF 加盟国になったのは、現在まででロシア連邦のみ。
2001年6月(17)	エジプト、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、 ミャンマー (2003年11月～2004年10月)、ナイジェリア	バハマ、ケイマン諸島、リヒテンシュタイン、パナマ
2001年9月(19)	グレナダ、 ウクライナ (2002年12月～2003年2月)	※2002年6月～2005年2月の間に、フィリピン含む15カ国を削除。
2005年10月(2)		ナウル
2006年6月～(1)	【現在の認定国】ミャンマー (アジア太平洋地域 TF オブザーバー)	ナイジェリア (地域 TF への参加なし)

(出所) FATF、金融庁特定金融情報室 (<http://www.fsa.go.jp/fiu/fiu.html>)、OGBS (<http://www.ogbs.net/>) ウェブサイトより筆者作成 (7月10日現在)。

れる場合もある。

非加盟国には、第二の手段として二〇〇〇年以降、非協力国・地域 (NCCT) 認定とリストの公表を適用している。FATF は当該国に改善点と実行期限を勧告し、最低でも年一回の進捗評価を課す。一方、加盟国は疑わしい取引の届出 (STR) 義務のもと、口座開設時の本人・実体確認、送金授受や金融商品売買契約、コルレス勘定開設・維持等への審査を強化し、対抗措置が発動されると、当該国関係の全金融取引をFIUの厳しい監視下に置く(表1参照)。NCCT認定のみでも、合法取引に伴う海外金融機関との資金授受やリスク管理の障害となり、金融機関の顧客サービス展開にも不利益をもたらす場合がある。

●途上国の国内適用事例—フィリピン

第一次NCCTリストが公表された二〇〇〇年六月当時、フィリピンAML法は議会の審議過程にあった。法案内容をもとに指摘された認定事由は、①MLを違法化する前提犯罪規定が不十分(人身売買、誘拐麻薬取引、ハイジャック等を欠く)、②銀行守秘義務規定が中央銀行の検査権限を制限している、③高いSTR下限額(四〇〇万ペソ、当時約一〇〇〇万円)等、法律制定の遅延と規定の不備に起因した。大統領や中銀総裁の再三にわたる報道を通じた審議通過要請にも議会の反応は鈍く、FATF

Fの対抗措置発動予告を受けて、勧告期限当日の深夜に成立するという状況であった(法制定二〇〇一年、同改正法二〇〇三年)。法改正後も、FIUであるAML理事会 (AMLC) の検査権限への制約、専門裁判所設置と裁判官任命の遅延や、凍結資産額・立件実績等を理由に、NCCT認定は解除されなかった。政府は世銀・ADBの支援を受け、AMLCの増員や司法制度改革を進めたが、最終的な認定解除には約五年(二〇〇五年二月まで)、FIU間組織であるエグモント・グループへの加盟には、さらに三ヶ月を要した。

対抗措置リスクに直面しつつ政府がAML/CFIT枠組みに関与してきた背景には、以下の内外事情がある。国内事由の第一は、対抗措置の経済的影響である。海外出稼ぎ労働者 (OFW) の送金は外貨準備や在国民消費原資の中核であり、措置発動のデメリットは、治安維持等の政治・社会的側面からも容認し得ない。第二に、国内イスマム系反体制派と活動資源となる麻薬・誘拐の撲滅が、貧困削減や経済発展上も急務であること。テロ対策・OFW受入・援助で米国に大きく依存するため、自国のAML取組みを常にアピールする必要があった。第三に、金融取引の実態把握とML資産の凍結・没収による歳入増への期待がある。外部援助をテコに規制の実効性を強化できれば、腐敗・汚職(重大犯罪以外でMLに繋がりがやすい)や納税忌避による利益の海

外流出防止への効果は高い。一方、対外事由には、国際基準の遵守を要求する外圧を国内利害関係者や反改革派を抑制する手段として利用し、海外投資家の信認や諸制度の透明性に関して国際的評価の低い現状を改善する喫緊性があつた。NCCT認定解除に要した期間が逆効果となったが、アジア通貨危機後の再活性化に苦慮する国内金融市場にとって、海外投資家の動向は最重要視すべき事項である。

反面、AML枠組みに関与していく費用も小さくない。第一に、有効なML規制の成立には、外部要求への対処に責任を持つ行政府と、実業界との繋がりが強い議員で構成される議会との改革への温度差を埋める必要がある。これは、FATFや国際機関の勧告を外圧として利用しても容易には実現していない。対抗措置の発動予告はソブリン格付けの低下を招き、政府や企業の海外市場での資金調達費用を引き上げる結果となった。第二に、制度インフラへの継続的支出もネックである。厳しい財政制約の下では、AMLCへの予算配分も一〇〇〇万ペソ(約二〇〇〇万円)と少額に留め、現時点では中銀やSECが持つ内部留保の法的権限も賦与できない。また、継続的課題である人材確保・育成と関連知識の蓄積については、先進国や国際機関等、外部支援の獲得如何に依存しているのが実情である。

また、NCCT認定国であり続けること



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

に起因する費用も発生する。二〇〇二―二〇〇三年、同国貸出資産規模第一位のメトロ銀行は、在日OFW向け送金サービスの拡大を目的に郵便貯金とのオンライン提携を申し入れたが、NCCCT認定を理由として契約に失敗した。さらに、AMLCが近隣諸国や国際テロ組織のML動向に関する情報を得る際にも困難が伴う。エグモント・グループはML犯罪情報の集約も所管しているが、非加盟FIUに対しては情報提供要請とその取得のみを行い、対象取引の概要、情報聴取事由やフィードバックを提供しないからである。

以上のように、途上国側の便益と費用は表裏一体である。政府及び関係監督機関は今後も、財政・政治・経済の各側面を勘案しながら、枠組みへの参加を継続せねばならない。

● FATF型法制改革における課題

企業統治改革と同様、FATFとTF間すなわち先進国II途上国間での政策実現スピードや国際基準の遵守レベルに関する調整は行われにくい。地域性や各国法制度・行政能力格差を認めながらも、TFぐるみで国際基準を一律適用する形式を採用しているからである。国際基準である四〇十九勧告の普遍化はTFを通じて実現しつつあるとも言えるが、その履行には、各国監督機関の不断の努力と相互協力が不可欠であ

る。本稿の最後に、財政・人材上の制約が強い途上国の観点から、FATF型法制改革の課題をまとめる。

第一に、FATFが負う機能の限界である。経済犯罪を知悉する人材の確保・養成は途上国側の最大課題であるが、金融監督・違法資産の凍結から捜査と立件、判決に至るまでの実効性確保は各専門国際機関やTFの管轄とされ、技術援助や研修等の積極的な調整は行われていない。FATFの目的は勧告の改定と普遍化であるため、必ずしも実行組織の関連国際機関全てに加盟していない途上国にとって、他の外部支援を得られるか否かが、FATFの要請の履行可能性を大きく左右する。

第二に、四〇勧告の目的にもある「世界的な三大悪」（テロリズム・汚職及び腐敗・虚偽報告）の取締りには、広義ガバナンスの向上が不可欠である。法規が整備されても執行されなければ国際基準の普遍化も実効性を伴わないが、現状の国際的枠組みでは有効な手段を見出せていない。なお、勧告の目的に明記してはいるが、FATFは現在まで、汚職や腐敗の削減・解消を積極的に取り上げていない。

第三に、各種評価や相互監視手段における客観性維持の問題がある。FATFの評価システムとIMF・世銀プログラムとの整合性や、共に「相応のML規制枠組みを国内に構築済みであるか、改革を著しく進捗させた実効的なFIUである」ことを要

求するFATFとエグモント・グループへの加盟条件など、関連機関間で調整すべき点が散見されるが、ここでもFATFが調整機能を負う意思があるかは明確になっていない。

ML規制のように、複数の監督行政の協調を必要とする複合的な課題には、今後FATF型の国際基準制定と法制改革枠組みが形成される可能性がある。しかし、間接的に履行を強く要求される途上国が抱える人材・知識・財源制約のハードルは高い。設立後一〇年に満たないFATF体制が、枠組み内で彼等の要請を実現する機能を備えた時、初めて国際社会における経済法制改革の一モデルとなり得る。

（かしわばら ちえ／アジア経済研究所 開発研究センター）

《参考文献》

- ① 柏原千英「マネー・ロンダリング規制と開発途上国」今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国―グローバル化する経済法制改革』アジア経済研究所（近刊予定）。
- ② FATF, *The Forty Recommendations*, 20 June 2003, FATF Secretariat.
- ③ IMF, *Financial System Abuse, Financial Crime and Money Laundering*, 12 February 2001, IMF.
- ④ Reuter, P. and E.M. Truman, *Chasing Dirty Money*, Institute for International Economics, 2004.

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

契約法の国際的な動向と途上国の法整備

小塚莊一郎

●「統一法は参照されていますか？」

途上国や体制移行国が法整備を進めるとき、まず必要とされる重要な法律の一つが契約法である。市場経済を支える基本的な原理が「契約の自由」である以上、それを支えるインフラとして契約法が不可欠であることは、容易に理解できるであろう。日本の支援の下に法整備が進められる場合にも、契約法ないし民法（契約法は民法の主要な部分である）は、つねに、最も初期のアジェンダとして取り上げられ、取り組まれている。

ところで、このような契約法の整備についてヨーロッパの法律家と議論をすると、「そうした作業の中で統一法ほどの程度参照されるか」と尋ねられる場合がある。この質問に対して真剣に答えることは、実は、きわめて難しい。その理由は、「統一法」という考え方やそれに与えられる位置づけを考えていくと、法に対する見方や国際社会へのかかわり方についてのアジアとヨーロッパの違いといった大きな問題に突き当た

たるからである。

一九九〇年代の末に、東アジアでは、契約法をめぐる興味深い動きが連続して生じた。一九九九年に中国が「契約法」を制定したこと、同年に台湾が民法の中の債権法の部分を全面改正したこと、および、やや前後するが、香港が一九九七年の返還に伴って英国法から切り離されたこと、がそれぞれである（「開発途上国」に関する本特集の対象として台湾や香港、さらには中国を取り上げることにはかなりの問題があるが、ここでは、アジアとヨーロッパの違いに関心があるので、あまりこだわらないでおく）。本稿では、これらの動きを紹介しながら、先に述べた「大きな問題」について考えてみることにしよう。

●中国の一九九九年契約法

中国は一九八〇年代からゆっくりと市場経済を導入していったが、その際、とりわけ国際取引を進めるために契約法を定める必要が生じた。そこで、取引の内容に応じて、経済契約法（一九八一年）、涉外経済契約法（一九八五年）、技術契約法（一九

八七年）が制定されていたが、それらは内容的にも国家統制の色彩が強いものであったし、特定のカテゴリーごとに契約法が存在するという状況自体が完全な取引の自由という考え方とは矛盾する。そこで、一九九〇年代に入った頃から契約法制の抜本的な改革が問題となった。一九九九年の契約法は、そうした作業の成果であり、また現在の中国の経済体制を充分に反映して作られた法典である。

この契約法は、「契約の自由」を根本原理として謳っている。おそらくは政治的に微妙なニュアンスへの配慮から、文言上は「意思自治」という表現にとどまっているが（契約法四条、多くの法律家は、この条文が「契約自由」の原理の宣明であることに疑問を持っていない。そして、近年では、北京や上海には欧米や日本と同様の大規模な法律事務所も出現し、それらの事務所勤務する企業弁護士がドラフティングした詳細な契約書が取引に用いられている。その意味では、都市部の企業取引を見ている限り、中国は日本よりも米国に近い「契約社会」となったという印象すらある。



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

一九九九年の契約法において、「契約自由」は単なる原理として掲げられているだけではない。具体的な規定の中でも、契約の効果については当事者の意思をできる限り尊重しようとする考え方が貫かれている。たとえば、契約の成立について書面によることなどの形式は要求されていないし（契約法一〇条）、また、「強制規定」（日本という「強行規定」と任意規定の区別が導入されて、法令違反の契約も、問題となる法令が「強制規定」でない限りは無効ではないとされた（契約法五二条五号）。脅迫（日本民法の「強迫」と同じ）による意思表示の効果も、国家の利益にかかわらない限り取消であつて無効ではない（契約法五四条）。これらの規定に共通する考え方は、

契約の効果を妨げる規定が多ければ多いほど、一旦は合意の上で取引関係に入った当事者が、後で都合が悪くなったような場合に態度を翻し、そうした規定を利用して契約の効力を否定する余地が生ずるといふものである。すなわち、「契約自由」とは、裏から言えば自由に締結された契約の拘束力の承認なのである。その意味で、契約自由に立脚した一九九九年の契約法は、まさしく市場経済に対する信頼を確保する制度的なインフラストラクチャーだと言える。

●学者の関与と統一法

一九九九年契約法は、制定のプロセスについても特徴的だといわれる点がある。そ

れは、近代中国史上で初めて、法律学者が強い影響力を持つて作られたことである。具体的には、学者を中心とした起草グループによって最初の草案が作成され、その当初の草案が、最終的に採択された法典まで、ほぼ維持された。

そうした事情もあつて、この契約法の作成にあつては、外国法の調査が充分になされている。英米法やドイツ法、フランス法、日本法などは詳細に調査され、比較検討されたようであるが、何よりも参照された資料は、国連動産売買条約とユニドロワ商事契約原則であつた。この両者は、ヨーロッパの法律家が言う「統一法」の代表例である。このうち国連動産売買条約については、中国は一九八六年に批准して、発効当初からの当事国となつているから、国際取引については当然に条約が適用されるが（一九八五年の涉外経済契約法は同条約を国内法化したものであつた）、契約法の制定に際して、その主要な規定が取り入れられ、純粹の国内契約に対しても適用されるようになった。他方のユニドロワ商事契約原則とは、私法統一のための政府間機関であるユニドロワ（UNIDROIT）。私法統一国際協会）が事務局となつて各国の専門家を集め、「万国共通の契約法の原則」を議論した成果であり、それ自体としては条約のような形で拘束力を持つものではなく、よりソフトな形の法統一を目指している。中国はこれに作成過程から積極的に関

与し、契約法の制定にあつて、多くの規定をその中から採択した。

英米独仏などの各国法よりも国連動産売買条約とユニドロワ商事契約原則が参照された理由は、中国側の関係者によれば、特定の国の社会経済的な文脈から切り離されているためであつたという。たしかに、各国の法制度は、それぞれに固有の歴史と背景を持つており、単純に「移植」しても、そのままに機能するわけではない。それと比較すれば、国際機関が作成した「統一法」は抽象的なルールであつて、表面の文言どおりに受容すれば足りるのであろう。しかし、それを裏から言えば、中国は、自国の事情とニーズに合わせてこれらの国際文書を参照したにすぎないわけである。実際にも、一九九九年契約法と国連動産売買条約およびユニドロワ商事契約原則を逐条的に対照すると、すべての規定が取り入れられているわけではなく、いわば取捨選択がなされている。

中国の一九九九年契約法は、統一法をよく参照した例としてしばしば挙げられるが、その実質は、このようなものである。すなわち一方では、統一法が参照される理由が、それが「どこの国の法でもない」ところにある。他方、それが参照されるといっても、立法者の政策目的（契約の拘束力を高め、それによって市場の機能に対する信頼を確立すること）に合わせた取捨選択がなされている。すなわち、統一法はいわばモデル

法のように、一つの資料として参照されているにすぎないのである。

●ドイツ法に忠実な台湾の債権法改正

中国の契約法制定と同じ一九九九年に、台湾では、民法典のうちで債権法の部分（契約法を含む部分）が改正された。しかし、きわめて対照的なことに、統一法の影響はほとんど見られない。台湾が国連動産売買条約の当事国となることがあり得ないという特殊事情を割り引いても、その内容が学説や原理として間接的に取り入れられたという様子もなく、また特段の外交的形式を必要としないユニドロワ商事契約原則の影響も認められない。

それに代わって観察されるのは、伝統的なドイツ法学の強い影響力である。台湾の民法典は一九二九年に当時の大陸中国で制定された「中華民法」であるが、それ自体が一九二〇年代に最も先進的であったドイツの立法と学説から大きな影響を受けており、その後の学説も、従来からドイツ法学の強い影響下にあった。そこで、民法典の改正に際しても、当然のごとく、ドイツにおける債務法改正の議論が参照されたわけである。その結果、台湾の新しい債権法（民法第二編）には、積極的債権侵害法（二二七一条）、事情変更の原則（二二七二条）、契約締結上の過失（二四五一条）など、ドイツで議論されてきた規定

が明文として置かれることになった。

よく考えてみると、一見対照的に見える中国と台湾の動きは、実は同根であるとも言える。両者の相違は、立法に際して何をモデルとして参照したかの違いにすぎないと考えられるからである。中国では、特定の国を離れたモデルが望ましいとされて統一法が参照された。これに対して、台湾の債権法改正は、ドイツ法が確固としてモデルの機能を有しているために、他のモデルが取り入れられる余地のなかった事例なのである。

●コモン・ローを守った香港

中国と台湾の契約法現代化に先立つ一九九七年に、香港が英国から中国に返還された。しかし、それに伴う体制の変更は、民事法の分野には及ばなかった。かえって、香港特別行政区基本法は、明文の規定をもつて、返還後もコモン・ローが適用されるべきことを定めたのである（基本法八条）。

言うまでもなくそこには、香港を商業・金融センターとして維持していく上で、コモン・ローにもとづく（英国と同様の）法体系は不可欠だという政策判断がある。英国の枢密院司法委員会を最上級審とする制度が廃止され、香港の終審裁判所が判例法の形成を担っていくこととされた結果、英国のコモン・ローとの関係は制度上は切り離され、いわば「香港コモン・ロー」とも言うべき法体系が新たに成立したとも言え

る。それでも、英国の判例は事実上、「コモン・ローの法原則」を明らかにするものとして参照され続けるであろうから、少なくとも予見可能な将来においては、実質的には返還前とほとんど変化がないであろうと予想される。

香港のケースでも、台湾と同様に、国連動産売買条約やユニドロワ商事契約原則のような統一法には全く関心が払われていないことが注目される。ここでは、コモン・ローこそが参照されるべき法体系であり、香港の価値を維持するために必要なインフラストラクチャーである。そのために、それ以外のモデルは何の意味も持たないであろう。

●「統一法」の意味

アジア諸国の法整備に際して統一法は参照されているか、という冒頭の問いに対して表面的に答えるならば、「参照される場合もある」と言うべきであろう。実際にも、中国の一九九九年契約法が統一法の強い影響の下で起草されたことは、ヨーロッパでもかなり知られるようになった。しかし、問題は「参照される」というときの意味である。中国の契約法の場合には、統一法はきわめて実利的に、一つの立法モデルとして利用されたにすぎない。それは、統一法という存在自体に価値を置くヨーロッパの考え方とは、実は全く異質なものであるのではないか。



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

このことを考えるためには、「統一法」がヨーロッパにおいて有する意味を正しく認識する必要がある。わかりやすく言えば、日本では比較法の対象を考える場合にドイツ法、フランス法、英米法（特にアメリカ法）などをもつばら想定するが、それと同様の意味で、ヨーロッパの法律家は、現実の国家法ではない「統一法」について語る場合が少なくないという問題である。その背景には、二つの、やや異なる事情がある。

その第一は、一九世紀末以来、連綿と続く法統一運動の実績である。一九世紀末は、ヨーロッパの主要国が国民国家として成立し、電信・電話や蒸気船の発達によってアジア・アフリカの植民地やアメリカ大陸との距離が縮まったことと相俟って、世界規模の市場経済体制が成立した時代であった。そうした背景の下で、国ごとに法が異なっているという国際取引をも阻害し、また政治的にも摩擦を生む原因になると考えられて、「法の統一」という理想が語られるようになっていったのである。それは単なる理想論ではなく、さまざまな分野で現実には、各国の法を統一するための条約が作られ、またそうした条約を継続的に作っていくための組織も整えられていった。日本も、手形法・小切手法についてのジュネーヴ統一一条約や、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約などを批准して国内法化しているし、国際私法を統一するためのハーグ国際私法会議や法統一運動の頂点

として設立されたユニドロフにも早くから参加して、大きな貢献をしてきているが、そうした運動の中心は、何と云ってもヨーロッパ諸国であった。その意味で、法統一運動の歴史が持つ重みは、ヨーロッパ諸国では、日本で考える以上に大きい。

第二の背景は、近年急速に進みつつある私法の（あるいは法制度全体の）ヨーロッパ化である。「ヨーロッパ化」といっても、EU統合のプロセスとして現実に実現していく規範の統合と、いわば観念的に、法律家の共通認識として形成されていく欧州全体（いわゆる大西洋からウラルまで）に共通する法的枠組みの確立との二つの側面があるが、現在のヨーロッパでは、それらの両面が区別されないままに、渾然と事態が進行している。そうした流れの中で、各国が固有の法体系を捨て、「統一」された法へと歩み寄るべきではないかという考え方は、かなりの現実性を持って広がっているように思われるのである。それを象徴的に示した出来事は、二〇〇二年にドイツが行った債務法改正であろう。台湾がモデルとして求めたドイツ民法は、ちょうど一九九〇年代以降、ドイツ的な伝統を否定する方向へと急速に展開し、二〇〇二年の改正では、独自色を捨ててヨーロッパ化を受け入れる方向で全面的な改正を行ったのである。

●二一世紀における契約法の形成

このように、法統一運動と、その成果としての統一法とをアジア諸国（あるいは、より広く途上国）の側から見てみると、その本質に関する問題が浮かび上がるように思われる。それは、表面の普遍的なロジックにもかかわらず、真の意味で「法の統一」を語り得る場合は、ヨーロッパにしか存在してこなかったのではないかと、という疑問である。裏から言えば、各国の法が統一されることを望ましいと考える観念へのコミットメントは、ヨーロッパ以外の国にはそもそも存在していないのではないかと。

このような理解が正しいとすれば、法統一運動というものは、一九世紀に確立された、ある意味でヨーロッパに特有の世界観と、なお分ちがたく結びついていることがわかる。そして、ユニドロフや国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）のような国際機関は、法統一の作業を漫然と続ける前に、なぜそれが必要とされるのかを、いま一度反省すべきであろう。他方で、アジア諸国（途上国）の側にも大きな課題がある。それは、契約法のような基本的な法典が、その折々の政策と実利的な取捨選択のみによって編纂されることでよいのか、という疑問である。その意味で、整備されるべき「法」とは何かという根本問題もまた、一度は正面から論ずる必要があるのではなからうか。

（こづか そういちろう／上智大学法学
研究科教授）

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

ラテンアメリカの私法統一の展望 —米州動産担保モデル法を中心に—

岡部 拓

●はじめに

現在、ラテンアメリカに米国、カナダを加えた米州諸国の私法統一を推進する組織として、米州機構の米州国際私法専門会議 (Conferencia Especializada Interamericana de Derecho Internacional Privado = CIDIIP) がある。一九七五年に発足したCIDIIPは、これまでに六回を重ね、二五の条約・議定書が採択されている (表1参照)。

CIDIIPは本来、米州全体の私法統一を目指す。しかし、これまで北アメリカ諸国が批准・加入した条約は僅かで、CIDIIPの役割はラテンアメリカ地域のみ私法統一に偏向していた。この要因には、経済格差、南北アメリカの法伝統の違い (大陸法とコモンロー)、またラテンアメリカ諸国が、一般的に私法統一のため必要な外国法研究に消極的という、ある種の軽視がある。

しかし、北米自由貿易協定 (North America Free Trade Agreement) や米州自由貿易地域 (Area de Libre Comercio de las Américas) 構想など、南北アメリカの経済関

係の密接化が進む一九九〇年代に入ると、北アメリカ側のCIDIIPへの参加が活性化してきた。また、CIDIIPも、二〇〇二年の第六回会議より国際ルール作成の新たな手法として、米国を起源とする「モデル法」方式を採用し、同会議では、米国とメキシコを中心に策定された「米州動産担保モデル法」 (Ley Modelo Interamericana de Garantías Mobiliarias = LMIGM) が採択された。

ラテンアメリカないし米州の私法統一というテーマを扱う場合、LMIGMは格好の研究対象となる。LMIGMは、非占有移転型の担保物権を認め、債権者に担保目的物の利用を許容し、債権者には私的実行を可能とする担保法制を確立しようとする。同時に、(電子的) 担保登録制度も導入し、米州全域にわたる一つの金融市場の創設を目論むものである。しかし、コモンローの金融実務を反映したLMIGMは、大陸法伝統が大半を占めるラテンアメリカ諸国において、その法的概念が従来の枠組みに必ずしも合致せず、異なる法伝統の調和が議論になった。

さらに、CIDIIPとは別に、同諸国に対して、コモンローの影響を受けた世銀モデルに基づく担保法制改革を推進するNPOの存在があった。つまりラテンアメリカでは、二つの、しかしコモンローの影響があるという点で一致する、担保法制改革が進められていた。

LMIGMは、第五回CIDIIPで初めてその策定が提案されたが、その議論が始まった一九九〇年代は、経済グローバル化の進展により国際競争が激化し、そこでは企業の円滑な資金調達が一層重要となる一方、同時期のバーゼル銀行監督委員会による銀行の資本健全性規制 (いわゆるBIS規制) 等に代表される国際的金融規制により、信用取引上、金融機関への十分な保証提供が要求された。かくして、国レベルでの金融 (担保) 制度改革、また国際金融促進のため世界的な統一基準が必要となった。かくして、ラテンアメリカ地域に偏向していたCIDIIPの私法統一事業は、一九九〇年代以降の経済グローバル化、北アメリカ諸国の積極的な参加、あるいはコモンローの受容の要請といった事情から、変化

表1 CIDIPで採択された条約等一覧

第1回 (1975年)	1	為替・約束手形およびインボイスにおける法の衝突に関する米州条約
	2	小切手における法の衝突に関する米州条約
	3	国際商事仲裁に関する米州条約
	4	司法共助に関する米州条約
	5	外国における証拠の受領に関する米州条約
	6	外国において行使されうる権限についての法制度に関する米州条約
第2回 (1979年)	7	小切手における法の衝突に関する米州条約
	8	会社における法の衝突に関する米州条約
	9	国際私法上の私人の住所に関する米州条約
	10	保全措置の執行に関する米州条約
	11	国際私法の一般規範に関する米州条約
	12	外国仲裁判断および裁定の域外効力に関する米州条約
第3回 (1984年)	13	外国法に関する証拠および情報に関する米州条約
	14	司法共助に関する米州条約についての付属議定書
	15	未成年の認知における法の衝突に関する米州条約
	16	国際法上の法人の人格および能力に関する米州条約
	17	外国判決の域外効力に対する国際上の適格に関する米州条約
	18	外国における証拠の受領に関する米州条約についての付属議定書
第4回 (1989年)	19	未成年の国際的返還に関する米州条約
	20	扶養義務に関する米州条約
第5回 (1994年)	21	国際陸上物品運送契約に関する米州条約
	22	国際契約の準拠法に関する米州条約
第6回 (2002年)	23	未成年の国際売買に関する米州条約
	24	動産担保に関する米州モデル法
	25	陸上物品運送を規制する直接譲渡可能な運送証券に関するモデル法

(出所) 米州機構資料により筆者作成。

⑧が主として草案の起草に携わる。同委員会の会合には加盟国も参加し、議論を行う。

州機構発足を端緒に創設された、専門的・技術的事項を扱う国家間の会合である。条約等の作成には、同機構の管轄組織が選任する者が構成する「専門家委員会」(Reuniones de expertos gubernamentales)が主として草案の起草に携わる。同委員会の会合には加盟国も参加し、議論を行う。

CIDIP

①CIDIPの位置づけ・特色ならびに傾向
CIDIPは、米州機構発足を端緒に創設された、専門的・技術的事項を扱う国家間の会合である。条約等の作成には、同機構の管轄組織が選任する者が構成する「専門家委員会」(Reuniones de expertos gubernamentales)が主として草案の起草に携わる。同委員会の会合には加盟国も参加し、議論を行う。

一九四七年から二〇〇一年までに米州機構で採択された条約は六六を数える。同期間にCIDIPで採択された条約数二三はその三五%に相当する。一九四七年から一九七四年までに採択された条約は一八であるが、一九七五年から二〇〇一年までのそれは四八にのぼる。CIDIP創設後の条約締結件数の大幅な増加は、私法統一事業におけるその重要性を示している。CIDIPの特色の一つは、その審議事項の提案が前回のCIDIPにおいて提出される点である。CIDIPは四、五年に一度開催され、その間に関係組織・加盟国が議論を行う。またCIDIP開催後も、適宜に条約等の採用促進を図っている。CIDIPでは、第五回以降、つまり一九九〇年代から、国際私法や法の衝突など国際法の伝統的分野から離れ、商事・経済法分野が主なテーマとなっている。また第六回から、ルール作成の手法が条約からモデル法へとシフトした。これは、第三回以降の条約採択数の減少傾向を改善する一打策として採用された。モデル法は、文字通り、国内法のモデルを提供し、各国が国内の状況に適した形で立法化を図りうるメリットがある。しかし、この手法はラテンアメリカ諸国に馴染みがなく、その策定プロセスへの参加が消極的になりうるとして、加盟国間のさらなる理解が必要とされる。ただし、モデル法の起源は米国にあり、この方式の採用が、同国の参加を促進したと

もいえる。この傾向は、CIDIP本来の目的を達成すべく歓迎されるが、そこでは異なる法伝統の調和を含め、CIDIPのさらに積極的な役割が重要となる。

②ラテンアメリカの国際フォーラムへの参加
ラテンアメリカ諸国は、CIDIPのほか、UNCITRAL、UNIDROITやハーグ国際私法会議にも参加し、経済的・社会的に関心の高いテーマに関する条約を受容している。

とりわけ、UNCITRALの一九八〇年「国際物品売買に関する条約」(Convention on Contracts for the International Sale of Goods)の作成に、メキシコの法学者バレーラ(Jorge Barraza Graf)博士が参加したこと、また同時期からの経済グローバル化の議論が、同諸国のUNCITRALへの参加を積極的に促した。なお、ハーグ国際私法会議は、欧州諸国が中心であるが、分野の私法統一、またコモンローと大陸法の調和という課題を持つことから、CIDIPと共通点が多い。この意味で、ラテンアメリカ諸国の同会議への参加は、欧米全体の私法統一に導く可能性を秘めている。

ただし、三つの国際フォーラムの条約を積極的に受容しているのは、同諸国のうちアルゼンチンやメキシコだけで、CIDIPのそれよりも限定されている。これは同諸国が、CIDIPを通じた私法統一事業を、「自分達の地域である」という強い意

識で推進する事情に加え、その審議には、全加盟国に発言権・議決権があり、積極的な参加ができる、という制度上の理由による。

しかし、私法統一の「事業の二重化」の懸念もある。つまり、国際基準を積極的に受容すべきか、もしくは米州機構で法統一事業を推進すべきか、という議論である。

ここでは、その他の国際フォーラムへの参加を基調に法統一事業を推進する「CIDIP不要論」もある。他方、世界レベルで議論されたルールに対し、ラテンアメリカ諸国は少なからずコンプレックスがある、ともいわれる。

なお、米州条約は世界各国が批准できるが、これまで、欧州諸国ではスペインが二つの米州条約を批准しているだけである。扱われる条約のテーマにもよろうが、米州条約に対する、欧州諸国側の軽視のような印象も受ける。そのようななかCIDIPは、適宜に諸国際機関の関係者を招待し、積極的な情報交流に努めている。かかる活動は、域内にとられない国際的統一基準の確立に導く可能性がある。

●動産担保モデル法

①CEAL提言と動産担保制度改革

前述したように、経済グローバル化と国際的金融規制は、ラテンアメリカ諸国に担保法制改革を急務とさせた。

同諸国に対し、当初、「法制度経済分析

研究所」(Center for the Economic Analysis of Law)が働きかけた。CEALは、米州開発銀行、世銀ならびにIMFなどと協力し、諸政策の法的・経済的分析を行うNPOであり、一九九〇年代にラテンアメリカ十数カ国の担保法制の調査を実施すると共に、カナダおよび米国の動産担保制度(とりわけ米国統一商法典第九編Uniform Commercial Code Article 9)以下、UCC(9)の活用を提言し、個別的に動産担保法の起草にも携わった。

しかし、その一義的目標は、政策的観点からの担保法制改革による資金調達促進であつて、異なる法伝統への配慮は形式にとどまった印象がある。CEALの二〇〇二年までの報告では、起草された動産担保法案を法律化したラテンアメリカ諸国はなかった。これは、CEALの活動と並行して、CIDIPを通じた「動産担保モデル法」の策定作業が行われていた、という事情もあつたと考えられる。

②LMIGMの起草過程・承認・採用の動向

CEALの働きかけと同時期に、米州機構内でLMIGM策定の動きが始まった。担当国は米国とメキシコで、ウルグアイが同法策定の調整役(Relator)となつた。

LMIGM策定作業は、当初、米国・アリゾナ州にある「米州貿易法律研究所」(National Law Center for Inter-American Free Trade = NLCIFT)により作成済みで

あつたモデル法案(アリゾナ案)が基盤とされた。NLCIFTは、アメリカ大陸の経済・貿易振興のための法制度整備を推進する、一九九二年設立のNPOである。アリゾナ案は、必然的にUCC(9)を強く反映するため、大陸法と調整を図るべく、メキシコがLMIGM作成に参加することになった。

二〇〇〇年二月に第一回専門家委員会が開催され、米国・メキシコをはじめ十数カ国が出席した。米国はアリゾナ案を、そしてメキシコも独自の起草案を提出した。同年一月の第二回会合に先立ち米国・メキシコは、合同報告書「LMIGM案およびコンメンタール」を作成し、加盟国間へ公表した。第二回会合には一五カ国が参加し、同報告書をもとに議論を行い、若干の点につきモデル法を修正すべき指摘があつたため、米国・メキシコは、二〇〇一年九月までに新たなモデル法案を作成し、米州機構に提出した。

二〇〇二年二月の第六回CIDIPでは、修正が施されたLMIGMが全会一致で承認され、その採用のため加盟国間へ照会された。採択から間もないため、LMIGM採用の動きはまだ明確ではないが、二〇〇五年三月には、ペルーの国会で動産担保法案が承認されている。その趣旨は、LMIGMの「代替的な」規範の創設であるが、しかし、その意図はLMIGMと一致する。

③LMIGMの特色



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

ラテンアメリカ諸国の担保法制改革は、その議論が始まったときの状況からも、経済効率の観点から扱われてきた傾向が強い。しかし、CIDIPでは、異なる法伝統の調和という法的観点からの配慮もなされた。

LMIGMは全七三條からなり、その特色を端的に示せば、米国モデルの影響が強い。ただしこれはUCC-9の模倣ではなく、大陸法との調和が図られた内容である。つまり、担保目的物の範囲等については、コモローと同様、広範な扱いであるが（LMIGM第二条および第三条）、被担保債権について「極度額」の設定が明定された（同第四条第三号）。これは、大陸法上の「被担保債権の詳細な内容記載を要する」という原則に配慮した結果であり、さらに極度額の未設定は、追加融資がある際、悪意的な実務を助長しかねない（たとえば、連帯保証人に対する不明瞭な債務範囲）、という懸念からである。

なお、大半のラテンアメリカ諸国が人権保障の観点から自力救済を違憲とするが、LMIGMは、UCC-9と同様、私的実行制度を規定する。しかし、UCC-9が占有回復につき債務者への通知を要求しない反面、LMIGMはそれを要求するなど（同第五四條および第五五條）、債務者に配慮した規定も設けられ、同様に、債権者の権利濫用に対する債務者保護（同第六三條）、担保の解釈・実行に関わる紛争の仲裁制度も明定された（同第六八條）。

LMIGMは、二〇〇〇年から米州諸国間の有意義な議論をもって策定され、CEALと異なり、法的観点からの配慮を中心に作業が行われた。かかる成果は、その他の国際機関での議論にも資する部分がある。

●おわりに

CIDIPの私法統一事業において、これまで北アメリカ諸国の参加は僅かで、その役割はラテンアメリカの私法統一に偏向していた。しかし、一九九〇年代から北アメリカ諸国の参加も積極的になりつつある。これは、南北アメリカの経済関係の密接化、また第六回CIDIPから新しく、米国を起源とする「モデル法」方式を採用したことも一因と見られる。この方式の評価は米州機構内でも二分するが、モデル法を通じて内容の類似する立法化を図り、私法統一事業を推進せしめる試みとして、評価に値しよう。

かかる私法統一事業の転換期にあつて、その課題である「異なる法伝統の調和」の近時の事例の一つとなったのが、本稿で見たLMIGMである。これは、一九九〇年代以降の経済グローバル化の進展に対峙すべく、ラテンアメリカ諸国に急務とされた担保法制改革のテーマでもあった。

そのなかでCEALは、個別的な形で同諸国の担保法制改革に携わった。ただしその活動は、米国モデルの「強要」といった

印象もあり、そのためか、第六回CIDIPまでの間、同諸国で動産担保制度を法律化した国はなかった。LMIGMも、コモローの担保法制を反映する。しかし、前述したように、CIDIPを通じた議論において、異なる法伝統の調整が図られた。

内容としては米国モデルの影響が強く、それをラテンアメリカ側が受容する形となり、米国からすれば、これは汎米主義の促進ともなる。しかし、かかる思想の延長上ともすれば米国主導の私法統一事業が推進されうるなか、CIDIPは、大陸法伝統が大半を占めるラテンアメリカ諸国に、その意見を能動的に表明できる機会を保障し、それゆえ同諸国が、CIDIPを通じた私法統一事業に重きをおく姿勢を示したと見うる。米国も、CIDIPを通じた取り組みとその役割を評価した。

南北アメリカの経済関係がさらに密接になるにつれ、LMIGMのような事例は今後も増えよう。そこでは、CIDIPの役割がさらに重要となり、またそのプロセスにおいて実施される異なる法伝統の調和は、世界レベルの私法統一事業にも資する可能性があろう。

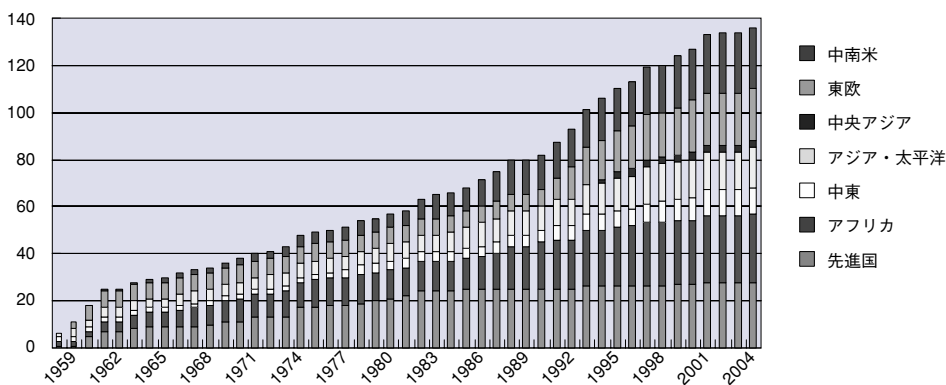
（おかべ たく／グアダラハラ大学
Universidad de Guadalajara）・経済経営学部（CUCEA）・経済地域研究所（INESER）客員教授



グローバル化における仲裁法制改革とアジア諸国

山田美和

図1 ニューヨーク条約加盟国数の推移



(出所) 国連ニューヨーク条約ホームページの加盟国リストをもとに筆者作成。

冷戦が終了した一九九〇年代初頭から、多くの開発途上国において、市場経済化に伴う経済法制改革の一環として、仲裁法制改革が進められている。仲裁に関する国際条約に加盟したり、国内の仲裁法を改正したり新たに制定したりする動きが目立つ。たとえば、自国外で行われた仲裁判断を国家間で相互に承認しあうニューヨーク条約（一九五八年発効）については、一九八九年末における加盟国数は八〇カ国であったが、二〇〇五年末現在では一三七カ国にのぼる（図1）。また国家と他国民の間での投資から生じる法的紛争を第三者機関である投資紛争解決国際センター（International Center for Settlement of Investment Disputes II ICSID）における仲裁に委ねる条約（一九六六年発効）についても、開発途上国の新規加盟国数は、一九八〇年代は一二カ国にとどまるが、一九九〇年代には三

八カ国あり、二〇〇五年末現在の加盟国数は一四二カ国を数える（図2）。一九九〇年代を見ると、いずれの条約においても、東欧諸国、旧ソ連崩壊による新興独立国および市場経済を導入するアジア諸国の新規加盟が目立つ。さらに一九八五年に国際連合国際商取引委員会（The United Nations Commission on International Trade Law II UNCITRAL）によって仲裁法の世界モデルとして作成された国際商事仲裁模範法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration、以下「モデル法」）に準拠した仲裁法の改正や制定は、アジア諸国においてだけでも一九九〇年代以降に集中している。

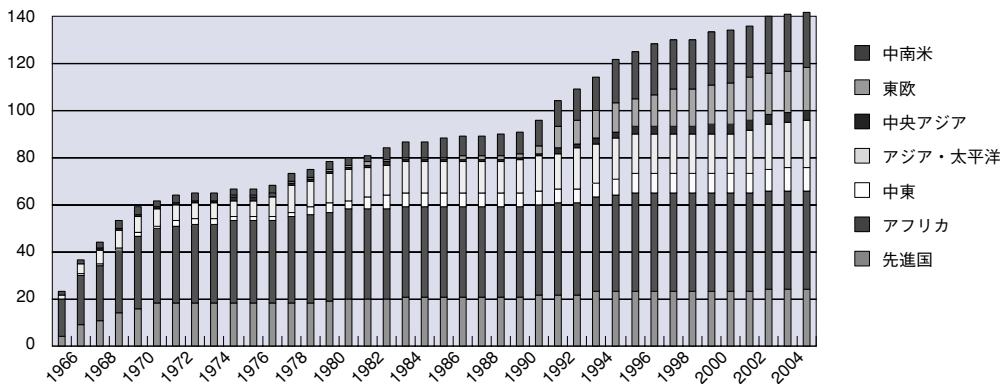
一九九〇年以降に見られる開発途上国の仲裁法制改革へのコミットメントは何を要因とするのであろうか。これら一連の仲裁法制改革は、一九九〇年代以降開発援助において法の支配という概念が強調されるようになり、それに基づき法整備支援が活発化したことと密接に結びついていると考えられる。開発援助の実務において、制度派経済学の理論が引用され、市場経済化する

開発途上国の法制度および司法制度は、国内外からの民間投資を促進するために安定性と予測可能性が求められ、そのためには先進国で実施されているタイプの法制度を開発途上国につくりそれを強化することが必要であると強調された。市場経済化には法制度の改革が不可欠であるというテーゼの台頭が、各国の経済法制に、そして紛争処理を行う司法制度ななく仲裁法制度に強い影響をもたらしたのである。

●グローバル経済に求められる予測可能な紛争処理制度

現代のグローバル経済における商取引の活発化に伴い、法的紛争の増加は避けられない。その紛争解決方法として仲裁が選好されるのはなぜであろうか。国境を越えた商取引においてひとたび紛争が起こると、当事者の最大の関心は、どこの国でどこの国の定める手続に則ってどこの国の法が適用されて紛争が解決されるのかにある。もし一方の当事者によって訴訟がおこなれば、相手方当事者の忖成なしに裁判所による手続が開始される。しかしその裁判所は

図2 ICSID 条約加盟国数の推移



(出所) ICSID ホームページの加盟国リストをもとに筆者作成。

現在国際商事取引において行われている仲裁は、中世ヨーロッパにおける商人間の私的自治としての紛争解決から発展してきたといわれるが、東西貿易さらに開発途上国との投資紛争に関し、有効な解決方法として発展した。たとえばソ連が共産圏を統率していた時代には、その共産主義的イデオロギーゆえに法の支配を正面にふりかざすことはできなかったため、

● 仲裁をめぐる先進国 VS 途上国の歴史

第三者に解決を委ねその判断に従う仲裁が選択されるのである。訴訟と比較すると仲裁の特色は、手続の簡便性、迅速性、非公開性や専門的知識を有する仲裁人による判断などが挙げられる。

いずれの国の裁判所か。当事者の国籍のある国か。営業所在地か。はたまた契約履行地か。国境を越えた商取引紛争に関しては、国際裁判管轄権について統一された規則が存在しないので、いずれの裁判所ですれの手続によっていずれの法が適用されるかは定かではない。このような予測不能性は円滑な商取引活動の妨げとなりうる。これを避けるために、当事者間で一定の紛争発生の場合には予め合意した方法に従って第三者に解決を委ねその判断に従う仲裁が選択されるのである。訴訟と比較すると仲裁の特色は、手続の簡便性、迅速性、非公開性や専門的知識を有する仲裁人による判断などが挙げられる。

また仲裁法に関するヨーロッパにおける初めての国際条約は、東西貿易に関する紛争すなわち西側諸国の私企業と東側諸国の国営企業間の紛争を仲裁によって解決しようとするものであった。国家と外国私企業間の投資紛争を仲裁によって解決するために一九六五年に設立されたICSIDも、特定国の裁判管轄権に服することは国家にとって抵抗感があるが、仲裁であれば敗訴しても国家としての権威は損なわれまいとの考え方を背景としたものであるといわれている。

さらに、開発途上国国家またはその国営企業を一方の当事者とする国際商事取引において仲裁が利用されてきた理由には、もう一方の当事者である外国人投資家の開発途上国の司法制度に対する不信感がある。投資家が投資先である途上国における訴訟を回避するための便法として仲裁が利用されてきた。すなわち、仲裁法制の国際的調和の歴史は、先進国と開発途上国の対立する立場を出発点とする。しかし開発途上国の司法制度の適用を回避するための仲裁も、やはりその執行においては、いずれかの国の裁判所によらなければ実現しないという現実にも直面する。従って、開発途上国においても仲裁判断の承認および執行に関する法制度を整えることが国際社会から望まれるようになっていった。

国営企業間または貿易公社と外国の商社などとの紛争解決機関を仲裁と称していた。また仲裁法に関するヨーロッパにおける初めての国際条約は、東西貿易に関する紛争すなわち西側諸国の私企業と東側諸国の国営企業間の紛争を仲裁によって解決しようとするものであった。国家と外国私企業間の投資紛争を仲裁によって解決するために一九六五年に設立されたICSIDも、特定国の裁判管轄権に服することは国家にとって抵抗感があるが、仲裁であれば敗訴しても国家としての権威は損なわれまいとの考え方を背景としたものであるといわれている。

● 仲裁法制に関する国際ルールのはじまり

当事者間の合意に基づいて第三者による仲裁が行われたとしても、仲裁判断それ自体には執行力がないので、執行がなされるべき国の法律によって執行力が与えられることが必要となる。そこで、他国でなされた仲裁判断を自国で執行する場合、そして自国でなされた仲裁判断を他国で執行する場合に、各国共通の基準が求められる。従って、仲裁法制に関する国家間の法の統一は、外国仲裁判断の承認および執行から始まった。

二〇世紀初頭の西欧諸国においては、商工会議所や実業団体を中心とする仲裁制度は発達していたが、第一次世界大戦後ヨーロッパの経済復興によって貿易量が増大したため国際間の商事紛争が多発し、各国それぞれ仲裁法制だけで解決することは困難となった。国際連盟(一九一九年設立)および国際商業会議所(一九二〇年設立)が中心となって、仲裁に関して初めて結ばれた多数国間条約が一九三三年のジュネーヴ議定書(仲裁条項に関する議定書)として一九二七年のジュネーヴ条約(「外国仲裁の執行に関する条約」)である。この条約は、締約国相互間において仲裁判断を有効とし、外国仲裁判断に執行力を与えることを約束したものであった。さらに外国仲裁判断の承認および執行の要件や手続を

表1 モデル法に基づく仲裁法が制定されたアジア諸国（制定年）

1980年代	香港（1989）
1990年代	シンガポール（1994）、スリランカ（1995）、インド（1996）、韓国（1999）
2000年～	バングラデシュ（2001）、タイ（2002）、日本（2004）、フィリピン（2005）

（出所）筆者作成。

明確化したものとして、一九五八年に国際連合「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」、いわゆるニューヨーク条約が採択された。この条約が画期的に多くの締結国を得た理由は、承認する仲裁判断は当事者間の自由な合意から生じるものなので、国家主権の対立が先鋭でないからといわれる。もし仲裁判断ではなく外国の裁判所の判決の効力を自国内で認めるか否かということであれば、外国の裁判所と自国の裁判所の管轄権すなわち国家の公権力にかかわることになり、不特定多数の国家との間に条約を締結することは現実的ではない。（ちなみに二〇〇五年六月ハーグ国際会議において国際裁判管轄および外国判決の承認と執行に関する国際条約が作成されたが、執筆時現在締結国はなく発効のめどはたっていない。）ニューヨーク条約の加盟国数は、一九八〇年代後半からその伸びに拍車がかかり、外国仲裁の承認および判断については、統一されたルールが国際条約という形で広く受け入れられているといえる。

●モデル法に影響される各国仲裁法

では各国の仲裁法はどのような動きを見せているのだろうか。仲裁は当事者間の合意によって選ばれた第三者の判断による紛争解決方法であるので、それが法的な意味をもつためには公権力によって認められることが必要である。各国の法制度のなかで

仲裁が適法で有効であるための条件を定めるものが仲裁法であり、その内容は各国の司法政策によって異なっている。

一九八五年にUNCITRALで作成されたモデル法は、仲裁法の全般にわたる初めての世界立法である。「仲裁手続に関する法の統一が望まれることおよび国際商事仲裁の実務からの要請に鑑みて、すべての国がモデル法に正当な考慮を払うことを勧める」という国連総会の決議文を付して採択されたモデル法は、一九九〇年以降多くの国で採用されている。仲裁法は、各国の司法制度と不可分にむすびつくものであり、各国の司法制度の統一が不可能である以上、仲裁法の完全な統一は難しいのであるが、モデル法は各国の仲裁法に盛り込まれることが望ましい規定を示したものである。モデル法が多くくの国で採用された理由は、それが条約ではなくモデル法という形式をとったからといえる。条約というリジッドなものではなく、各国に独自の裁量の余地があり、モデル法に基づいて仲裁法が制定されるとUNCITRALに承認されることが、モデル法を採用する誘因となったと推察される。特に開発途上国は、世界的に周知されたモデル法を採用することに、自国の法制度の現代化を投資誘致のために内外にアピールしようとしたと考えられる。しかし、これはあくまでモデル法であり、それを採用したという各国の仲裁法を詳細に見ると各国の司法政策が反映さ

れているのを見て取れる。

●アジア諸国における仲裁法制改革の動き

アジア諸国の仲裁法の改正状況を概観すると、一九八九年に香港で国際仲裁に関してモデル法が採用されたのをはじめとして、直近では二〇〇五年にフィリピンで国際仲裁にモデル法が適用される旨の規定を含んだADR法が制定された（表1）。UNCITRALから承認されてはいないが、モデル法を意識して、二〇〇二年にインドネシアで、二〇〇三年にベトナムでそれぞれ仲裁法が改正された。

これらの中で注目されるのは、旧英領植民地であった地域や国においてモデル法に基づく仲裁法の改正が行われたことである。香港およびシンガポールの旧仲裁法は、いずれも一九五〇年英国仲裁法を取り入れたもので、その後も英国仲裁法の改正に倣ってきた。英国において一九八〇年代末頃から新たな仲裁法の制定作業が始められ、一九九六年に新法が制定された。ところがシンガポールでは一九九四年に国際商事仲裁についてモデル法に基づく仲裁法の改正が行われた。これまで英国の伝統と考え方を全面的に踏襲してきた両国にとって、これは大きな転換といえるであろう。英国では、仲裁制度は裁判制度の中に組み込まれてきた伝統があり、裁判所は後見的に介入



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

する役割を担っている。翻って、現地の裁判所の介入を遠ざけることを背景にできたモデル法では、裁判所は当該法に定める場合を除き介入してはならないという規定を置いており、裁判所の役割は明示的に限定されている。これまで英国法に倣った仲裁法を有していた両国は、現代の国際取引活動のニーズに応えるために、世界的に周知されたモデル法を採用することにより、自国の法制の現代化をアピールしようとしたと考えられる。

インドにおいても同様のことがいえよう。インドでは、英国からの独立以前に制定された一九四〇年仲裁法が長く存在していたが、一九九六年法によって、旧法は廃止され、モデル法に基づいた仲裁に関する規定がおかれた。立法の背景は、一九四〇年仲裁法が古くなり、時代の要請に合致しなくなっていたからである。同法に基づく仲裁手続は、裁判所が介入する場面が多く、裁判所で費やされる時間は膨大となり、さらに裁判所自体の非効率により、紛争当事者にさらなる時間と出費を強いるものであった。国内からのニーズに加え、インドへの国際投資急増により、その対応として国際基準による紛争解決制度の確立が急がれ、経済改革の一環として仲裁法制改革が行われた。古い英国仲裁法を維持している国はアジアでは、マレーシアとミャンマーが残っている。

●東アジア経済統合をみすえて

現在東アジアにおいて、域内におけるモノおよびサービス貿易さらに投資の自由化をめざす二国間協定、さらには地域経済統合の動きが盛んである。自由化され活発化する域内商取引に伴い法的紛争の増加も免れない。経済統合の法的枠組みに実効的な紛争解決制度がどのように構築されるかが、経済統合の成否を左右するであろう。まず、私企業間の紛争については、各国において仲裁法ならびに外国の仲裁判断を承認および執行できる法体制が整っているかが、貿易および投資の活性化に影響する。前述のとおり、アジア各国では仲裁法制改革が進行しているといえるが、その適正な執行が期待される。

そして、経済統合された地域内の国家間の紛争を法的に処理する制度が必要となる。WTO紛争処理パネルに相当するものである。東アジア経済統合の一翼となるASEANにおいては、加盟国間の様々な経済協定から生じる紛争に関する包括的な処理制度として、二〇〇四年の「強化された紛争解決メカニズムに関するASEAN議定書」(ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism)がある。これは一九九六年の紛争解決メカニズムに関する議定書に代わるもので、手続の明確化および迅速化をはかり、政治的解決よりも法的解決への変化を示すものである。紛争は、紛

争毎に設置されるパネルの報告を高級経済事務レベル会議(Senior Economic Officials Meeting)が採択することにより解決される。採択の決定は、旧議定書では単純多数決であったが、新議定書では全会一致による反対でなければ採択される。専門家から構成されるパネルの報告を重視するようになったといえる。ムシャワラー(協議)の精神でといわれたASEANにおいて法制の深化の一端が見られるといえよう。東アジア全体で国家間の紛争解決メカニズムをどのように構築できるかは大きな課題となるであろう。

さらには、国家と私企業間の紛争処理についても一本化した制度があることが望ましい。たとえば日越投資協定では、米越通商協定と同様に、ICSIDにおける仲裁による解決が選択肢として規定されている。しかし、先進国からの投資家対投資受入国である開発途上国という構図で設立されたICSIDを利用するのではなく、東アジア地域内における独自の仲裁機関の設立も検討されてもいいのではないだろうか。東アジア経済統合の今後の議論において、紛争処理がひとつの要となり、ここでは実効性をもった仲裁制度の構築が鍵となることは間違いない。

(やまだ みわ／アジア経済研究所開発研究センター)

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

グローバル化とアジアの環境法

● 作本直行

● グローバル化と環境問題

国際社会のグローバル化は、地球規模での生産と消費という人類がこれまで経験したことのない大規模な物質循環をもたらしている。これまで国内で概して局地的と考えられてきた公害問題は、越境公害、公害輸出、地球環境問題といったグローバルな問題発生として認識されるようになった。経済活動のグローバル化は、途上国に資源利用と開発を活発化させる好機を与えた。しかし、これが自らの環境管理能力を超えてしまう場合には、非持続的な開発を蔓延させ、自国の環境破壊を招来させるだけでなく、地球全体の環境負荷も増大させてしまうことになる。このようなグローバル化の負の影響を予防する手段としての環境法も、国際化ないしグローバル化する傾向を迎えつつある。

温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の確保、有害物質の越境化などの地球環境問題に関する国際条約の数はおよそ五〇〇を超えるとされており、その約四割が多国籍条約、残りが地域条約である。しかし、環

境条約の批准加盟国の大半は途上国によって占められており、途上国における履行確保が今後の大きな課題となっている。代表的な環境条約について、表1でその批准状況と締約国数を見ると、途上国の割合が圧倒的に高い点が明らかである。このような加盟状況を見た場合、環境問題がもはやOECDなどの先進諸国だけの関心事でなくなったこと、さらにこのような地球レベルの問題解決にとって、途上国の立場にさらに留意した新しい国際法秩序のあり方や環境協力のあり方が模索されるべき時期が到来したことを理解することができる。

環境問題は地理的、空間的、時間的に拡大する傾向にある。のみならず、予知できぬ環境リスクも増えつつある。このため、環境法は、国内環境法と国際環境法の間で相互に影響しあいながら、新しい発展段階を迎えつつあるといえよう。環境法の国際化の経路としていくつかある。第一は、国際条約の制定に代表される国際環境条約法の生成発展であり、これが各国の環境法に反映され、その発展を促す場合である。条約は、国内で批准締結されることにより、

国内の環境法も国際化し、発展する。また、仮に批准されない場合でも、国際社会で確認された「持続可能な開発」、「汚染者負担の原則」、「予防原則」などの環境原則が国内の環境法に浸透し、大きな影響を与える。第二は、国内法として環境法が生成し、これが他国との条約取り決めや国際社会の条約発展に影響を与えるといったいわば内からの流れがある。一九六九年にアメリカの国家環境政策基本法（NEPA）が採用した環境アセスメントが後に国際機関や先進国に普及し、その後大半の途上国の国内法の発展に多大な寄与を及ぼした点が、これにあたる。既に一〇〇カ国以上の国が環境アセスメントを制度として導入している。第三は、ここで注目したいサブ・リージョン的な環境協力の発展であり、一定の地理的なまとまりを背景に、地域レベルの環境法が自生的に発展する場合である。さらにこれ以外にも、最近のFTA締結のように任意の二国間が環境協力も含めて経済活動の合意形成を行うといった新しい形態も登場しつつある。

これらの環境法発展の特徴として、条約

表1 主な環境条約への途上国の加盟状況

主な国際環境条約	調印年	発効年	締約国の数 (2006年7月現在)	非OECD諸国の加盟数
気候変動枠組条約	1992年	1994年	197カ国+EC	167カ国
京都議定書	1997年	2005年	156カ国+EC (2006年1月現在)	128カ国 (ただし、OECD28カ国)
オゾン層保護ウィーン条約	1988年	1988年	189カ国+EC	159カ国
モントリオール議定書	1987年	1989年	188カ国+EC	153カ国
バーゼル条約	1989年	1992年	167カ国+EC	137カ国
生物多様性条約	1992年	1993年	187カ国+EC (2005年10月現在)	157カ国
砂漠化対処条約	1994年	1996年	190カ国+EC	160カ国
ワシントン条約	1973年	1975年	169カ国	139カ国
ラムサール条約	1971年	1975年	152カ国	122カ国
世界遺産条約	1972年	1975年	182カ国	152カ国

(出所) 国際機関等が公表するホームページから集計。

締結といったハード・ローの形成分野だけでなく、宣言文書や行動計画などの法的拘束力の弱いソフト・ローが大量に蓄積されてきた点を指摘すべきであろう。これらのソフト・ローは、ハード・ローを形成することが困難な場合に、これを回避ないし円滑化させる目的で形成される場合もあれば、必ずしも法的な拘束力を必要としない国家間の事実上の協力を支援する目的から利用される場合もある。また、宣言や憲章といった独自の必要性において、形成されることもある。さらに、気候変動枠組条約に代表されるように、「枠組み条約方式」といったような一般原則の採択を優先させ、条約が成立しやすくなるための制定方式も考案されている。これも最近の環境条約の特徴の一つである。しかし、一般的な問題点として、条約間に内容の重複、齟齬、抜け落ちがあったりとか、また多国間条約と地域条約間に整合性がとれていないといった批判があることも否定できない。

●アジアにおける地域環境協力と法・レジームの形成

アジア地域におけるサブリージョンナルな環境協力は、加盟国にお

ける国内の環境問題の解決に寄与するだけでなく、地域及び地球レベルの環境問題の解決にも、重要な役割を果たしている。環境協力の一般的な内容には、共通の解決目標の設定、問題解決に係わる技術、財政、情報分野での協力支援の方法、事務局の設置、越境汚染の予防や被害発生時の通告義務や紛争解決の方法に関する事前取り決め、地球環境問題への地域レベルからの環境協力、環境協力を実施するための制度的枠組みの整備などが含まれる。しかし、既にソフト・ロー分野としてみたとおり、ハードルの高い地域条約の制定達成だけが環境協力の唯一の目的ではないことは明らかである。むしろ環境問題の実質的な解決にとって最も必要とされる非法律的な事実上の協力をソフト・ロー分野が支援することが重要である。地域の環境条約の制定の有無だけでは、当該地域の環境協力のあり方や密度を判断できないといえよう。

例えば、アジア地域の代表的な地域別プログラムとして、ASEAN地域を対象にしたアソエン・プログラム(ASOEN)、南アジア地域を対象にしたサセップ・プログラム(SACEP)、南太平洋地域を対象にしたスプレップ・プログラム(SPREP)があり、さらに形成過程にある中央アジア地域での環境協力(CAREC)と北東アジア地域に関するニアスペック・プログラム(NEASPEC)がある。さらに、対象別に見た場合には、日本が支援し

てきたオスバーと呼ばれるマラッカ国際海峡の海洋油濁汚染防止プログラム、国際河川であるメコン川流域の環境管理に対するADBによる環境協力、酸性雨に関する東アジア地域酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)、森林火災に関するASEAN諸国での地域環境協力などがある。表2では、アジアで代表的な地域別の環境協力プログラムをいくつか取り上げ、その内容を比較することにした。

これらのアジア地域の環境協力から明らかかなこととして、環境協力の内容や達成内容が各地域で様々であり、アジア地域全体が連携して協力できる体制にはまだ到達していない点がある。各プログラムは、各地域の環境問題の特性や環境以外の諸条件に合わせて、地域別に発展してきているものといえよう。

そこで、地域環境条約の成立が必ずしも容易でないことを、アソエンの例から紹介したい。アソエンの前身はASEANの環境プログラム(ASEP)であり、その構成国はASEAN諸国である。ASEANでは、一九八五年に自然及び天然資源協定という環境管理のための包括的な地域環境協定(Agreement on the Conservation of Nature and Natural Resources)を成立させる動きがあったが、シンガポールとマレーシアから法的な拘束力のある地域環境条約の締結はASEANにとって時期尚早であるとの反対を受け、実現しなかった。これも、

表2 アジア地域における主な地域環境プログラム

地域環境プログラム	対象国・設置年・組織	プログラムの特徴	地域環境条約の制定状況	地域協力のための主な取り決め
アソエン（アセアン環境上級官僚会合、ASOEN）	アセアン10カ国、1987年、アセアン事務局（ジャカルタ）、アセアン越境ヘーズ防止管理調整センター	アセアンの政治的、経済的な発展と共に発展、前身時代にも長期的環境プログラム（ASEPI～III）の実施と、アソエン環境戦略行動計画（1994年～）の実施	アセアン越境ヘーズ汚染協定（2002年）、自然及び天然資源の保全協定（1985年）	アセアン遺産公園宣言（2003年）、持続可能な開発ヤンゴン宣言（2003年）、環境と開発ジャカルタ宣言（1997年）、持続可能な開発バンダール・スリ・ブガワン決定（1994年）、環境と開発シンガポール決定（1992年）、環境と開発クアラルンプール宣言（1990年）、持続可能な開発ジャカルタ宣言（1987年）、アセアン環境バンコク宣言（1981年）、ヘーズ地域行動計画（1997年）、アセアン地域生物多様性保全センター（1999年）
南アジア環境協力プログラム（SACEP）	南アジアの8カ国、1982年、コロombo事務局	組織制度強化、能力開発、生物多様性の保全と持続的な利用、環境情報と環境評価、教育と意識向上、南アジア海洋プログラム	無	南アジア大気汚染と越境被害の規制防止に関するマレ宣言（1998年）、南アジア環境協力プログラム・コロombo宣言（1981年）、南アジア海洋行動計画（1995年）、南アジア教育訓練行動計画（2003～2007年）、南アジア地域石油流出監視プラン（2003年）、南アジア環境天然資源情報センター（1990年）、南アジア生物多様性クリアリングハウス・メカニズム
南太平洋地域環境プログラム（SPREP）	オーストラリア、ニュージーランドなどの4カ国を含む21の太平洋島嶼国・地域、1980年、サモアの首都アピア	各国の環境管理戦力の開発、環境関連法の整備、能力開発、漁業資源の保全と持続可能な利用（1979年に漁業フォーラムを設置）	南太平洋の環境・天然資源保護協定	島嶼国の持続可能な開発バルバドス行動計画、南太平洋環境協力戦略プログラム（2004～2013年）、南太平洋行動計画（2005～2009年）
中央アジア地域経済協力（CAREC）	無	カスピ海環境計画（CEP）では沿岸国の水管理に関する協調行動の枠組み設置	無	カスピ海環境計画（1995年）、地域協力戦略プログラム（2005～2007年）、科学情報センターの設置（SIC）
北東アジア地域環境プログラム（NEASPEC）	北東アジア6カ国、1993年、事務局無	国境を越えた協力や地球環境問題の解決に向けて、地域協力体制を作るための環境協力高級事務レベル会合の毎年開催で、意見情報の交換、北東アジアでの能力開発と環境モニタリング	無	大気汚染対策のためのトレーニングやデータ収集、大型哺乳類や渡り鳥の保全計画支援

（出所）関連機関のホームページなどから作成。

ASEAN自体の結びつきが緩やかなコンセンサス方式に基づいていたためであった。しかし、一九九七年のインドネシアの森林火災による煙霧（ヘーズ）の発生は、近隣のシンガポールとマレーシアに甚大な被害を与え、さらに国際的な賠償紛争にまで発展する可能性があった。これを機に、二〇〇二年にASEANで初めての地域環境条約として越境ヘーズに関する地域環境協定（ASEAN Agreement on Trans-boundary Haze Pollution）が締結批准された。これは、地域条約であるものの、内容から見ると必ずしも法的義務を当事国に課することが趣旨でなく、むしろ環境分野での関係国の協力関係あるいはヘーズの監視や情報提供を相互に強化したものととして理解可能である。

この協定には、地域レベルでまだ成熟していない越境汚染の解決方法として、国際環境法における一般法原則を地域レベルに取り入れようとする積極的試みをみることができる。このヘーズに関する地域条約は国際条約と必ずしも対立するものでなく、むしろ環境問題の解決という点では、共通の方向を目指しかつ補完関係にあるものということができよう。

なお、これまでASEANの法律協力は、経済活動以外では、犯罪人の引き渡しに関する司法共助、二重課税防止条約、あるいは麻薬取り締まりといった限定的な内容に制限されてきた。しかし、一九九〇年代後半からASEANのホームページ欄でよう



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

やく法律協力が登場し、法律協力に関する議論や意見交換も行われるようになってきた。ASEAN自体の性格変化も考慮に入れて、この地域の環境条約の制定を考える必要があるであろう。

●北東アジアにおける環境協力の必要性とその法的課題

北東アジア地域における経済活動の急速な活発化と規模拡大に伴い、アジア地域での環境負荷が急速に増大しつつあり、これが将来の地球環境に致命的な影響を与えるかもしれないという危機感が高まりつつある。これまでも日本政府の積極的な働きかけにより、この地域を含む環境プログラムがいくつか実施されてきている。例えば、アジア太平洋環境会議（ECOASIA）、北東アジアでの情報交換や政策対話を実施するための環日本海環境協力会議（NEAC）、東アジア酸性モニタリングネットワーク（EANET）、アジア太平洋地域渡り鳥保全戦略、北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）、北東アジアの能力開発と環境モニタリングを実施するための環境プログラム（NEASPEC）などである。日本は、二国間の技術協力としても、ロシア、韓国、中国などと既に個別に環境協力を実施してきた。

しかしながら、北東アジア地域の環境協力の発展は、様々な制約を受けている。冷戦構造が続いた北東アジア地域での環境レ

ジームの構築は必ずしも容易な作業ではない。一九九三年に設置されたニアスペックといえども、その重点は北東アジア地域の能力開発と環境モニタリングに限定されており、法的な権利義務を伴う協力関係は将来に先送りされているものと理解できよう。最近の動きで注目されるのは、二〇〇四年一月二七日に日本、中国、韓国の三方国が環境協力に関する行動戦略（TEEM）を採択し、これらの国がTEEMをさらに発展継続させ、既存の枠組みを拡大すると宣言したことである。

わが国の北東アジアの環境協力に対する関心は高まりつつある。例えば、最近発表された経済産業省の平成一七年度国際エネルギー使用合理化基盤整備事業「東アジア地域における新たな環境協力の枠組み構築のための調査」報告書（平成一八年三月）や環境省が現在実施する「持続可能な社会の構築に向けた日中環境協力のあり方検討会」の議論にも見られるとおりである。ただし、これまでのアジアの他地域における環境協力の経験を見る限りでは、環境分野の地域協力自体がいかにも望ましい内容であったとしても、環境分野だけが突出して一足飛びに条約締結へ至るといった、法律協力への発展方式はありえないものといえよう。このためには、まず技術面や人材育成面の協力といった環境分野での地道かつ信頼醸成のための基盤整備が必要であり、さらにこれを確認支援するための行動計画や

環境宣言などのソフト面の環境協力がかなりの程度に蓄積された後に、はじめて地域レベルでの条約制定といったハードルの高い法律協力が可能になるものといえるであろう。

●おわりに

グローバル化に伴う負の局面としての環境問題が、国内、地域、地球レベルで大きな課題となっている。しかし、環境問題の発生はローカルであり、このための足元の解決がまず優先される必要がある。現在の環境法は、学術上、国際環境法と国内環境法に区別されているが、これまでのような先進国主導の考え方や主権国家を前提にした伝統的な手法に立った問題解決だけでは、限界が見え始めている。この点で、生きた環境法には、国際法秩序と国内法整備の双方の間を行き来しながら、相互作用の結果によって、それぞれに抜け落ちていく知識や規範を補いつつ発展させる使命が与えられていると考えられる。地域レベルにおける環境法創造の動きは、まさにこのようなグローバル化する環境問題を地域レベルで一旦乗り越し、これを国際社会と地域の構成国に実効性ある形でフィードバックさせつつ、問題解決に寄与する役割を担うものとして理解することができよう。

（さくもと なおゆき／アジア経済研究所 在ジャカルタ海外調査員）

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

マラッカ海峡の海賊規制―国際的枠組みの構築と沿岸国の対応

小中さつき

●海賊規制の抱える問題

海賊規制の歴史は古く、国際法においても海賊に関する法は現存するものの中で最も古い規則の一つとされる。しかしながら現在においても海賊行為の抑止は困難であり、また海賊の武装化による海賊行為の凶悪化等、さらに難しい問題を抱えている。マラッカ海峡でも状況は同じで、二〇〇五年度は日本船籍韋駄天号事件を含む二二件の海賊事件が発生している。年間七万五〇〇〇隻の船が航行するマラッカ海峡を、例えば日本の輸入原油の約九割もが経由しており、したがってマラッカ海峡での航行の安全の確保は国際貿易や日本経済にとって、大きな経済的利益なのである。

ではなぜ、交通の要路であるマラッカ海峡を海賊から守ることがいまだに十分でないのだろうか。ここでは二つの問題を取り上げることとする。

第一に、実際に起きている海賊事件と、国連海洋法条約（海洋法条約）上に国際慣習法として規定されている海賊行為の定義とが乖離している点である。そもそも沿岸

国の領海であるマラッカ海峡での海賊事件が、海洋法条約の対象となるのか問題がある。

そして二つ目には、海峡の沿岸国が人的、経済的資本の不足から海賊の取締りのための制度を十分に整備していない点である。

これらの問題について国際および国内レベルにおいてどのような努力がなされているのか、以下検討することにする。

●海賊に関する国際法

一七世紀の近代国際法の登場以前に既に海賊は「人類共通の敵」(hostis humani generis)として觀念され、国籍国の保護を受けることはできず、また海賊行為はすべての国が裁判管轄権を持つ国際犯罪として認められていた。

一九世紀後半には、国際慣習法の法典化作業が始まり、二〇世紀に入ると、国際連盟の国際法法典化専門委員会が「海賊の抑止のための条文章案」が作成された。しかし内容および国際法としての重要性について普遍的な合意を得ることができず、法典化作業の対象からは除外された。

再び、海賊に関して法典化が試みられたのは第二次大戦後の国際連合の時代になってからである。国連国際法委員会が、一九五五年に海賊に関して八条から成る草案を作成、その後「公海に関する条約」の一部として採択され、さらに同条約の海賊の規定は、ほとんど修正されることなく、一九八二年の「海洋法条約」に引き継がれた。

その内容は「人類共通の敵」である海賊について、公海上及びいづれの国の管轄権にも服さない場所での不法な暴力行為、抑留または略奪行為といった海賊行為は、すべての国が取締りのための強制権を有し、公海上の船舶での海賊行為に関しては、船舶の旗国のみが執行権を持つとする旗国主義を修正し、例外的に普遍的管轄権を認めるものであった。

●法と現実の乖離

こうした歴史を経て条文化された規定であるが、実効的な海賊事件（海洋法条約上の海賊行為だけでなく広く海上での暴力行為、略奪行為を含む）の規制には至っていない。では、海洋法条約の抱える問題とは

何なのであろうか。

第一には海賊行為の目的が、「私的目的」に限定されている点である（海洋法条約第101条(a)）。つまり公的目的や政治的目的でなされる海上での略奪行為は規制の対象とならず、例えば一九八五年の武装パレスチナゲリラによる政治目的の船舶乗っ取り事件（アキレ・ラウロ号事件）のごときは同条約の対象とはならない。

第二の問題は、海賊行為の行為地である。「公海」もしくは「いずれの国の管轄権にも服さない場所」（同第101条(a)(i)、(ii)）で行われる海賊行為のみを対象とすることは、領域主権の排他性からは当然のことであり、領域内での船舶への暴力行為は国内法上の問題である。しかしこの点、東南アジアでの海賊事件の現状に照らして見れば、マラッカ海峡はそもそも沿岸国の領海であり、また事件は港や領海内での停泊中もしくは投錨中に多発している、海洋法条約では東南アジア海域の問題を解決できないことになる。

第三には拿捕の場所が「公海」もしくは「いずれの国家の管轄権にも服さない場所」とされ（同第105条）、海賊船が領海内に逃げ込んで追跡を逃れようとする場合には拿捕できない問題がある。追跡権については国連国際法委員会の草案段階で削除された経緯があるが、実効的な取締りのためには再検討の必要があるかもしれない。法典化条約である海洋法条約は、より多

くの国家の合意を得るため、様々な国内法や国家実行から共通項を導き出したものであり、各海域の具体的な事情に即して海賊事件を取締るためには、多くの制限を抱えているということが出来る。

●国際ルール作り

特に「行為地」の問題から海洋法条約が、マラッカ海峡やシンガポール海峡での海賊事件に対応できない状況を解決するため、国際社会は新たなルール作りに向け様々な努力を重ねてきている。

海上の安全の確保をその任務とする国際海事機関（IMO）はとりわけこの分野で大きな役割を果たしている。一九八三年に「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防止策」（resolution A.545 (13)）を総会が採択し、ここで、「海賊行為」と共に「船舶に対する武装強盗」（armed robbery against ships）という新たな概念を導入した。これにより沿岸国の領域内で発生する強盗や乗っ取り、身代金目当ての誘拐といった海洋法条約の対象とならない犯罪行為も単なる国内法上の問題ではなく、国際的に重要な関心事項であることを各国に認識させた。決議では海賊行為及び武装強盗の抑止のためにはあらゆる措置をとること、船主、船舶運行者、船長および乗組員に対する助言、また自国船籍の船舶について事件発生時にIMOへ報告することなどが各国に要請された。

しかしながら状況の改善が見られないため、IMOは一九九一年「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防止及び抑制」（resolution A.683 (17)）を採択し、防止のためのさらなる努力や関係国および船舶間での海賊情報の共有を求めた。

一九九三年にはより具体的かつ詳細な「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防止及び抑制のための各国政府への勧告」（MSC/Circ.622 一九九九年に改正。MSC/Circ.622 Rev.1）を採択した。

こゝでは情報の確保、捜査方法への助言、海賊対策のための行動計画の作成の要請や関係国との協力下での執行管轄権に関するより実効的な体制整備などを求めている。また海賊事件の情報の収集、共有が、事件の防止や船舶の自衛策のためには非常に有用であることが改めて確認されている。情報の収集には、国際商業会議所の国際海事局（ICCI-MB）がマレーシアのクアラルンプールに設置した海賊情報センター（PRC）を活用することも提言している。さらに海賊行為もしくは船舶に対する武装強盗（武装強盗）により領海の外で逮捕された者は、実質的当事国との合意によって捜査国の法の下で訴追されるとする。実質的当事国とは捜査対象船の旗国、事件発生地国、自国民が死亡、重傷を負った国、有用な捜査情報を有する国、捜査国により事件との重大な関連が認められた国等、発生した海賊事件の関連国を広く指す。海賊

行為および武装強盗が処罰されないことがないよう、関係国全体で取締りを行う趣旨である。

また、共同パトロール等地域的協力のための「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防止及び抑制に関する地域的協力協定草案」も勧告と共に提示されている（付属書5）。協定当事国間で武装強盗を定義し、合意がなされれば、協定上は当事国間での武装強盗の取締りが可能となる。

二〇〇一年に総会で採択された「海賊及び船舶に対する武装強盗の犯罪の捜査のための慣行綱領案」(resolution A.922) は、武装強盗を海賊行為以外の、一国の管轄の下に服す領域でなされた不法な暴力、抑留行為または略奪行為を指すものとして、はじめて定義した。綱領案は決して沿岸国の領海内での執行管轄権を制限するものではないが、自国の管轄内での海上暴力が、当該国家の利益だけでなく、国際的な共通利益をも損なうものであることや、十分な捜査や関係国との協力の必要性を沿岸国が認識する上で重要な文書である。

海上の安全という点からは、一九七四年の「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)も重要である。本条約は船舶の構造や設備、救命設備の基準を定め、海上での人命の安全を促進するものであるが、二〇〇二年に前年の九・一一同時多発テロを受け、海上テロの脅威から人命を守るための大きな改正がなされた。

新たにXI-2章「海上の保安を高めるための特別措置」及び義務の規定A部と勧告的规定B部とから成る「船舶と港湾施設の国際保安コード」(ISPS Code)が追加された。船舶と港湾施設の安全確保のための設備や装置が十分に備えられているかを確認する船舶保安評価の実施や、保安上の設備計画作成を船舶に義務づけることが国家に要請されている。海上テロを前提とした改正であるが、海賊行為および武装強盗の抑止および被害を最小限にするには実際的で有効な方法であろう。

普遍的な国際組織に対して、地域的なフォーラムとしては東南アジア諸国連合(ASEAN)を挙げることができる。二〇〇二年の「ASEAN国境を越える犯罪撲滅のための行動計画」に基づき、海賊に関する国内法の整備、情報の交換、捜査における国家間協力や共同パトロールを行うことが決められた。注目すべきは、海峡の航行の安全に関し、沿岸国と利用国とで合意のもと協力をを行うとする海洋法条約四三条を根拠に、利用国や関係国際機関に対して技術的な協力を求めていくという考え方である。東南アジア諸国による取締りの一番の障害である資金や技術力の不足という問題について、航行の安全という共通利益を守るためにすべての利用国は相応の責任を果たすべきであろう。

アジア太平洋地域における政治や安全保障分野を対象とする地域的対話フォーラム

としては、一九九四年より開始されたASEAN地域フォーラム(ARF)が二〇〇〇年に海賊や不法入国を主に扱う専門家グループを設立し、二〇〇四年の第一〇回閣僚会合において「海賊行為及び海上保安への脅威に対する協力に関する地域フォーラム声明」を出している。この声明では海賊行為が国際的な貿易活動の阻害要因であることや、海賊行為がアジア太平洋地域に共通の重大問題であり、地域協力が規制のための絶対的な条件であることを確認している。

また一八九七年設立の海事専門の非政府国際組織である万国海法会は海法の国際的統一を目的とし、海賊の統一法については一九九八年に「海賊行為および海上暴力行為に関する法律の統一に関する共同国際ワーキング・グループ」を組織し、二〇〇〇年に「海賊行為及び海上暴力行為に関するモデル国内法」を作成した。あらゆる海賊行為および海上暴力行為が必ず関係国による訴追、処罰の対象となるものとしているが、「海賊行為」規制をシージャック等のテロ行為と同じ法枠組みの中で扱えるかについては大きな疑問が残ろう。

●国際ルールの実現

こうした様々なルール作りに対応して、それらのルールがいかに国内で受容されるかという点が実効的な取締りの上では重要である。そうした中で非常に積極的な活動



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

を行っているのが、非政府国際組織である I C C I M B、そしてその下部機関である P R C である。P R C は海賊に関する情報の提供を主要な任務とし、海賊事件への迅速な対応と事件の防止に貢献している。

P R C が対象とする海賊事件は、I M O と同様、「海賊行為」と「武装強盗」を含むが、国家管轄権内で発生する「武装強盗」であっても非政府国際組織による情報収集や提供という活動であれば、沿岸国との主権の衝突も起こらず、事件に即した迅速な対応をとることができる。P R C の活動は国家による取締りを促進するものである。

アジア太平洋経済協力 (A P E C) では海賊に関する協力体制の確保が確認されている。二〇〇二年に採択された「テロリズムとの闘い及び成長の促進に関する A P E C 首脳声明」には S T A R I ニシアタイプが盛り込まれた。テロ対策を目的とする取組みだが、域内での安全な貿易の確保のためになされる、I S B C o d e の履行などを含む船舶や港湾施設に対する具体的な安全対策の国家への義務づけは、海賊の取締りについても十分機能するであろう。

こうした国際社会での海賊の取締りへの認識の高まりに呼応して、東南アジア各国でも様々な対応がとられている。

日本のイニシアティブで開かれた二〇〇〇年の東京海賊対策国際会議では、国内法の整備や国際協力の促進を約束する「東京

アピール」、「モデルアクションプラン」及び「アジア海賊チャレンジ 2 0 0 0」が採択され、これらに基づき日本は東南アジア諸国に対して技術的、経済的支援を行っている。また小泉首相により提唱され、二〇〇一年に採択された「アジアにおける海賊行為及び船舶に対する武装強盗との戦いに関する地域協力協定案」は二〇〇六年九月に発効予定である。本協定は情報共有センターを設立し、容疑者の逮捕や被害船舶の発見を容易にし、また犯罪人引渡し等の二国間協力を促すものである。一方米国は同協定案に並行してテロ及び海賊対策を目的とする「地域海洋安全保障構想」を提唱していたが、自国の主権を米国により制限される可能性を危惧したインドネシアやマレーシアの強い反発により、構想を断念している。

海賊の取締り、特に一国の管轄権下で発生する武装強盗の取締りを強化しようとするとき、そこには当然沿岸国の主権の壁がある。したがって、海賊の実効的な取締りには沿岸国自身の積極的な取組みが最も有効な手段なのである。沿岸各国は海賊や海上暴力を犯罪行為として国内法上規定しているが、海上法執行機関が十分に整備されていないため、海賊の規制が実効的に行われているとは言いがたい。

このような問題を解決すべく、例えば、マレーシアは二〇〇五年にそれまでに存在した一二の関係機関を統合してマレーシア

海上法執行庁を設立、フィリピンは海上安全体制の整備という観点から、それまで海軍の所属であったコーストガードを一九九八年に運輸通信省直轄とし、またインドネシアでは、海軍や海上警察など関係機関の海上法執行権が重複しているため、権限調整のために新たな海上治安調整機構の設立を準備中である。

これらの機関に対し日本は、J I C A を通じて専門家の派遣、組織や政策に関する指導、人材育成プロジェクトの支援や合同訓練また船艇の提供等、技術的、経済的支援を行っている。また沿岸国は共同パトリールや追跡権の調整などに関して個別に二国間条約を結んでいる。

●今後に向けて

武装強盗という新たな概念を導入し、海賊事件全般を国際的な取締りの対象にしようとするルール作りは、東南アジア海域での問題解決にも有効であろう。しかしながら沿岸国の領域主権の尊重から、とりうる措置は情報の共有や合意に基づく協力関係の構築に止まらざるを得ない。

そうした中で、より実効的な海賊規制を行うためには、規制が国際社会全体の利益保護につながることを確認した上で、沿岸国自身の国内体制の整備、海峡利用国としての責任の分担、また主権の壁を越えて活動する N G O のさらなる活躍が望まれる。

(こなか さつき／星槎大学非常勤講師)